

# 淀川水系流域委員会 第16回琵琶湖部会

## 議事録 (確定版)

この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております（詳しくは最終頁をご覧ください）。

川那部委員（委員会・琵琶湖部会長）

日 時：平成14年7月4日（木）13：30～17：00

場 所：ピアザ淡海3F 大会議室

庶務（三菱総合研究所 新田）

それでは、大変長らくお待たせいたしました。只今から、淀川水系流域委員会第 16 回琵琶湖部会を開催させていただきます。

司会進行は三菱総合研究所の新田です。どうぞよろしくお願いいたします。

では、審議に入る前に、資料の確認をさせていただきます。

まずは「発言にあたってのお願い」と議事次第の他、資料 1 は、河川管理者からの質問と、それに対応する各委員からのご意見ということの一連の資料です。

資料 1 - 1 は「琵琶湖部会中間とりまとめに対する再質問事項 020628」です。こちらの方は、資料 1 - 2「河川管理者からの質問に対する各委員からの回答案」をもとにしまして、河川管理者の方で質問を整理して頂いて、再質問ということで出して頂いた資料です。資料 1 - 1 補足は、5 月 24 日に最初に出されました河川管理者からの質問です。資料 1 - 1 補足 2 は「琵琶湖の水質に対するダムの影響について」ということで、水資源開発公団からの質問ないし資料提供です。

それから資料 1 - 2 の分厚い資料ですが、「河川管理者からの質問に対する各委員からの回答案」で、前回の部会までに出された意見にプラスしまして、ゴシックの部分が追加の回答案ということで、皆さまから頂いたものを質問項目に対応する形で、まとめさせて頂いたものです。それから資料 1 - 3 は「琵琶湖部会中間とりまとめに関する委員と河川管理者との意見交換の概要」ということで、こちらの方は前回の部会での意見交換内容をまとめたものです。

資料 2 は「今後の活動内容についての委員からのご意見」ということで、ワーキンググループ設置等についての委員の皆さまからの意見をまとめております。それから資料 2 補足は「6 月～12 月の会議日程について」で、資料 3 - 1、3 - 2 につきましては、滋賀県と寺川委員からの提供資料で、琵琶湖の適正利用に関する意見募集が資料 3 - 1 です。それに対する寺川委員からの提供資料が資料 3 - 2 となっております。

参考資料 1 - 1 は、琵琶湖部会の前回の結果報告です。参考資料 1 - 2 は、6 月 23 日に開かれました流域委員会の淀川水系流域シンポジウムの概要をお示したものです。参考資料 2 は「委員および一般からの意見」で、参考資料 3 は「一般からの中間とりまとめへのご意見」ということで、7 月末をめどに一般から中間とりまとめに関するご意見の募集を行っておりますが、現在までに寄せられましたご意見について整理させて頂いたものが、参考資料 3 です。

なお、委員の方々のお手元には、過去の現状説明資料等のファイルを各テーブルに 1 つ置かせて頂いております。審議の参考としてご覧頂ければと存じます。

本日は、一般傍聴の方々に発言の時間を設けさせて頂く予定です。「発言にあたってのお願い」を熟読の上、短い時間で的確に発言の方をよろしくお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方は、審議の妨げとなりますので、審議中には電源をお切り頂くようよろしくお願いいたします。

本日は、午後 4 時半に終了を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。では審議に移りたいと思いますので、川那部部会長、よろしくお願いいたします。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

それでは始めさせていただきます。第1番目の審議ですが「中間とりまとめに関する委員と河川管理者との意見交換」という題になっております。

前回、琵琶湖工事事務所の児玉所長の方から質問をして頂きまして、総論にあたるどころと違う部分がありましたが、覚えていらっしゃるように、そのまま進めるより、むしろ、全体ではなく部分について改めて質問の文をつくって頂いて聞いて頂くのがよからうというお話になっておりました。

事前にたくさんの資料を配られておりますので、それについての回答のようなものは、各人、ある程度までのご返事をして頂いていると思います。もちろん質問の方は、そこに限られているわけではなくて、今日改めて別のものがあったとしても、構わないと思います。

意見交換ということになっておりますが、この前からの続きという言い方で、やはり「河川管理者」の方から質問をして頂いて、それに対して委員の方からお答えをするというところから、始めさせていただきます。それでよろしいね。

まだ何人が来ていらっしゃる方もいらっしゃいますが、定足数は満ちているようですから、始めさせていただきますと存じます。

庶務（三菱総合研究所 新田）

すいません、部会長。定足数には満ちていません。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

どうでしょうか。一般的なご報告をしていただくことにしますか。

質問に対する答えは、一応は委員各人から出されているものですが、やはりこの議論は定足数がないといけない気もします。庶務、普通はどうするものか教えてくださいませんか。

庶務（三菱総合研究所 新田）

他の部会では、一般的なご報告事項をしながら、委員のご到着を待っております。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

わかりました。何か庶務の方からお願いすることがありましたら、是非よろしくお願ひします。

庶務（三菱総合研究所 新田）

まずご報告ということで、流域のシンポジウムを6月23日に開催させて頂いておりますので、参考資料1-2のご報告をさせて頂ければと思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

お願いいたします。

庶務 (三菱総合研究所 新田)

それでは、皆さまのお手元の参考資料 1 - 2 です。

こちらは、皆さまに既にご案内等差し上げておりますが、6月23日に京都会館の第2ホールで、淀川水系流域シンポジウムを開催させて頂いております。参加の状況ですが、一般の委員の方を含めて大体500名近い方々に出てきて頂いております。

冒頭に芦田委員長から流域委員会についてごあいさつして頂いた後、寺田淀川部会長より、委員会からの報告ということで、15分程度、中間とりまとめの内容等についてご報告を頂いております。その後、池淵委員、嘉田委員、川上委員、タレントの遙洋子さんという4名の方々と、パネルディスカッションを行っております。コーディネーターは近藤三津枝さんということでした。

まず冒頭で、遙洋子さんから、生態系、生き物を守るために洪水を我慢する、或いは365日のうちの1日の洪水の危険を我慢するということは、頭では理解できるけれど、納得はできない、川を身近に感じるにより、そういったリスクを負えるようになるということではないのかということで、問題を投げかけられております。

それに対して、池淵委員等は、自然を制御できない以上、洪水もまた完全に防御できないといったような応答をしておまして、誰がリスクを負うのかというのは非常に難しい問題だということでお答えになっておりますし、洪水に対して、したたかに対応するというようなところは、住民のリスク分担というのが問われるだろうということです。

また、嘉田委員の方からは、かつて生活の中のすぐ近くにあった水が、水道等が整備されて遠くなってきたということです。それで洪水や渇水の危機意識が薄れたのではないかと出てきました。遙さんの質問で、川を身近に感じられる方法はないかという問いかけに対して、嘉田委員の方では、週に1度でも川に接することができるようなシステムをつくるというご意見が出ました。ここで、例えばということで河川敷の農園利用も、提案されております。そういった川と住民との関わりができれば、先ほどのリスク分担のような意識も高まるであろうというお話がありました。

川上委員からは、戦後の河川整備において、洪水それから渇水の被害は減少しているというお話がありました。ただ、水質の悪化や生態系の破壊は、限界にまで追い詰められているということで、今は非常に危ない状態なのだということをおっしゃっております。このまま人間中心の河川整備が続くと取り返しのつかないことになるということで、今こそ、そういったものが守れるところなのだ、熱く語っておられます。

最後に、近藤三津枝さんの方で、日常生活の中で私たちの視線が川に向かなくなってしまうということは、皆さま同じでしょう。蛇口から水をひねれば便利に使えるというようなところで、どんどん川や海が見えなくなっているのを、今後は、川や海が見えるような形で、川と人との関係を修復していかなければならないのではないかとというようなことをおっしゃっておられます。

参考としまして、「淀川水系流域シンポジウムアンケート結果」の資料をおつけしております。シンポジウムを行う前に参加者の皆さまにいろいろお話を聞いた部分が事前アンケート

ートで、それから、当日のアンケートについては、どういう点に興味を持たれたかといったようなところを整理しております。

事前アンケートの方は「今の琵琶湖、淀川が好きですか」という問いかけに対して、実に8割以上の方が好きだということをお答えになっておられます。ただ、「今の川の水はきれいか」という質問に対しては、逆に、「きれいだとは思わない」、「いいえ」という方々が8割ということで、今の琵琶湖とか淀川は好きだけど、状態としてはあまり美しいとは思っていないというような意識を持たれた方が、多かったということです。

それから、「今後、川でどういうことをしたいですか」ということで、一番多かったのは「自然とのふれあい」です。実に7割以上を占めておまして、スポーツについては15%程度ということで、川に対しては、自然との触れ合いを求めているというような結果となっております。

また、6割近くの方が節水を行っているということで、今回の参加された方々については、かなり、川が好きで節水に対する意識が高い方々が集まっておられます。

2ページ目以降は、その時の自由回答で、節水に取り組んでいる内容や川で何をしたいというところを整理しております。

しばらくめくって頂いて、19ページに当日のアンケートがあります。当日参加して頂いた方々に示したアンケートです。

今回シンポジウムに参加して、意識や考え方が変わった点がありますかというところについて、「河川敷利用に対する問題意識」をはじめ、4割近くの方が、考え方が変わったとおっしゃっております。また、その次に「自然環境保全の大切さ」というのが、意識が変わった点として挙げられております。

それから、今後、流域委員会に対して意見を聴く場があったら参加したいかどうかということで、今回のようなシンポジウムについては、6割近くの方がまた参加したいということでした。また、流域住民に意見を聴く会というのがありましたら、それに参加したいという方々が、40%。4割以上の方々がそうお答えになっておられます。

意見を聴く場を望まれている方が、4割以上いるというようなことが、このシンポジウムの結果からわかっております。以上です。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

ありがとうございました。委員の中にも、ご参加になった方がいるかと思いますが、今の庶務の報告に対して、特に何か言っておきたいという方はありませんか。

庶務からの連絡によりますと、まだいらしていない委員は、あと30分以上かかるということのようで、2時半頃まで定足数を満ちる可能性がありません。

質問を始めて頂くというのも1つの手ですし、或いはこれは決して軽い意味で言っているわけではありませんが、質問に関しては、前の部会でもやったということから考えますと、定足数のない時にそれをやること自身が問題があると思っています。例えば一般傍聴者の方からの意見をお聞きするというのを今やって、後で時間があればまた改めてやるという手もあるかと思いますが、いかがでしょうか。

定足数が満ちていないときに一般意見を聴取するのは、本当はおかしいという議論もないことはないです。では、今から2時半頃までの間をどうするかということについて、委員の方のご意見を承りたいと思います。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

今部会長がおっしゃった点で言いたいことが2つあるのですが、1つはこの間のシンポジウムのことです。それからもう1点は、この前から何度か委員会で、いろいろ委員の意見がプリントにまとめられますね。各委員がまとめたものを見て初めて、それぞれ意見が随分違うのだなというのがわかるのです。今日もそうなのです。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

当然に。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

このまま河川管理者と質疑応答をしていくのがよいのかという疑問があります。違う点をもうちょっと整理して、どこが違うのか確認する必要があるのではないかと思います。若干誤解だとか、専門分野によっては十分把握できない点もありますので、それぞれの質問に対して委員が回答を出していますが、勉強不足の点もあるのかも知れないと思います。

委員から出された各回答を、もう少し委員間で調整、勉強する機会が欲しいというご意見が前からあるのですが、そのチャンスがなかなかありません。一遍、質疑応答に臨む前に、予習させて頂きたいという気持ちがあるのです。これが1点です。

それからシンポジウムの方に関しては…。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

ちょっと待って下さい。

後の方の問題は、つまり今日は何を要請されるわけですか。今の倉田委員の言い方によると、質問を今日受けることはやめようという意見ですか。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

いやそうではないのです。ただ、少しひっかかっていたことです。今日も、事前にプリントを拝見して、これはいけないなという気持ちが強かったので、一言申し上げたのです。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

具体的にどうしろという話ではないのですね。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

そうではありません。これまで言えなかった点を言わせて頂きました。それから先ほどのシンポジウムの点に関して…。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

ちょっと待って下さい。

私が今質問したのは、質問の方を定足数のない時に始めるか、或いは、一般の方には大変申し訳ないですが、一般の意見を聴取するというのを定足数に満たない時にやるか、それとも、もう1つ3つ目にはやめるかということについて、まずお聞きしているのです、その件については、他の方は何かご意見がありますか。

仁連委員（琵琶湖部会）

残念ながら委員がそろっていませんので、今の3つの提案の中では、一般からの意見を承るとというのが一番有効な時間の使い方ではないかなと思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

他の方はいかがですか。

それでは、こうさせていただきますか。倉田委員に、シンポジウムのことに関してのご意見を言って頂いて、次のことを考えたいと思いますが、そういうことでよろしいですか。

では倉田委員、失礼しました。今の議論は、シンポジウムの庶務の報告に対して、特に委員として出られた方で、何かご意見、或いはご感想等あれば、庶務の意見に追加して頂きたいという意味で、よろしく願いいたします。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

シンポジウムで気になった点です。嘉田委員のお話は大変おもしろかったのですが、この後のアンケートを見ていますと、河川で農耕することはよいアイデアだという答えもあるのです。あの時はサツマイモを植えるような話がありました。農耕自体、種なり苗なりを植えまして後で収穫するのが普通の農耕ですから、特定の人が特定の場所を占拠することになり、これはまずい、つまり河川内で個人の占有を許すというのはまずいと思うのです。

河川利用の基本的なあり方について、我々は議論してないのですが、突然ああいう提案が出てきたのは、ちょっと気になりました。

ある委員は芋類、根菜類はいけないとおっしゃっていました。会場でおっしゃったわけではないですが、非常に強くそれを主張されました。根菜類をやると、モグラだとかいろいろ動物が大量に繁殖する動機を与え、堤防を壊す重大な危険を持っているから、いけないとおっしゃってました。

それももちろんでしょうが、根菜類ではなくて葱だとか白菜だとかいう葉っぱ類であっても、農耕はまずいと思います。もし、皆さまの意見が農耕をやれと言うのであれば、最低、種なり苗をまく人と刈る人とが全然別人格でなら構わないと思います。だれかが植えておいて、だれかが勝手に取るのを認めるのなら、個人の占有を排するのでよいのかなとは思いますが。

川那部部会長(委員会・琵琶湖部会)

ありがとうございました。

只今、ご意見というかご感想がありましたが、特に琵琶湖部会として考えることは、別によろしいですか。

琵琶湖部会は、河川敷の利用については何も書いていませんが、委員会では、川でしかできないことを優先すべきという意見が出ていたように思います。

シンポジウムは、委員の意見というより個人の考えを話してよいということになっておりましたので、シンポジウムでお話しになった多くの方々も、それぞれ違う意見を持ってらっしゃる方は当然あるわけです。しかも、これはまだ中間とりまとめです。最終のとりまとめの時には、ここまでは委員の意見として完全に一致できる、この点は多数少数である、これはバラバラであるということが、もし議論の結果としても起これば、できるだけまとめるような方向にはしていきたいということになっていると思います。

定足数が満ちましたので、ここで始めさせて頂きたいと思います。議事の順番の通り始めさせて頂きたいと思いますが、委員の方、よろしいですか。

寺川委員(委員会・琵琶湖部会)

シンポジウムのことでひとつよろしいですか。シンポジウムの感想の中にも出ていたと思うのですが、500名くらいが参加されていたにもかかわらず、会場からの発言というのが全くなかったのも、やはりこういった部会の中でも傍聴者の方のご発言を頂いたりしておりますし、あのシンポジウムでも時間をとって、会場からのご発言をお聴きするということがあってもよかったのではないかと考えております。

川那部部会長(委員会・琵琶湖部会)

ありがとうございました。あの時は事前に委員長が、今回に関しては、委員も傍聴者も聞いておられる方も、パネリストでない人間は発言しないというのを原則とするという形でお始めになったわけです。そのことは十分知った上で、結果としてそうした方がよかったというご意見は当然にあり得ることだと思いますので、寺川委員のご意見も、感想としてよくわかることだと存じます。それでは、あとはもうそれで、正式な議事に入らせて頂いてよろしいですか。

川那部部会長(委員会・琵琶湖部会)

児玉所長お待たせしました。どうぞよろしくお願ひいたします。

河川管理者(近畿地方整備局 琵琶湖工事事務所長 児玉)

前回の部会時に質問させて頂きました続きです。前回から今回までの間に、資料1-2にありますようなたくさんのご回答を文書で頂きまして、大変ありがとうございます。

ご回答を踏まえ、今日改めてご質問させて頂きたい事項を、資料1-1として出させて頂

いています。

前回総論の話をさせて頂いて、前回は、その後の 4 章、4 - 1、4 - 2、4 - 3 に従って順番にさせて頂きたいということを申し上げたのですが、かなり数を絞りましたので、順番ではなくて、今日お渡ししております資料 1 - 1 の中で、若干順番が前後しますが、ご質問させて頂きたいと思っております。

今回で資料 1 - 1 の最後まで行きたいという意気込みでやりたいと思っております。

まず、(28) ですが、関連する質問としては、上から 5 つ目の枠に入っております。これは利水の関係で、(28) 以外に (30) (31) (32) (41) (42) (55) (57) です。これらの質問は全て水利用、利水の関係です。

利水に関しましては、これまでと違った考え方をすべきというご指摘を頂いています。

たくさん質問があるうえ、既に委員会の方でも全く同じ質問をさせて頂いております、この場で、この質問 1 つ 1 つについてやりとりをさせて頂くということではなく、委員会の方でもワーキングを設置しているということですので、その議論を見守りながら、部会としての共通認識を持ちたいというつもりであります。

取り敢えずパワーポイントをご覧頂いて、こういう理解でありますということを説明させて頂きたいと思えます。

私ども、或いは水道管理者等々も含めて、これまでの利水についての社会的な認識としては、社会、或いは住民がもっと水を使いたいという要請がありましたら、それに沿う形で水道行政も対応しますし、さらにその水道行政の要請を受けた私ども河川管理者もそれに応じていました。その結果として、ダムをつくり、或いは琵琶湖を利用するという、水資源開発が行われていたという理解をしています。

これに対しまして、水需要管理の方を重視すべきであるというご意見を頂いていると思えます。最初に、住民も含めまして河川管理者、社会全体として、例えばこの淀川水系で 1 日にどれくらいの水が利用し得るのか、利用し得る条件、琵琶湖への影響、或いは下流の淀川での流況の変化の度合いであるとか、様々なことがあるかと思えます。そういったことを踏まえ、どのくらい利用できるのかというのがあって、この中に水需要がおさまるように管理していくべきであろうということになると思えます。

結果として、どういうことをしないといけないかという、我慢をしないといけないとか、或いは人口や産業というようなものを抑制する、或いは誘導するといったことが必要になってくるであろうと考えられます。こういう考え方に転換すべきではないかというようなご主張であったと理解しております。

こういう変化というのは大変大きな転換だろうと思っております。これは具体的なお質問になりますが、転換のためには、現在の状況が既に限界に近いものであるとか、どのくらいまででしたらよいのか、或いはどの程度の我慢をするのかとか、こういった点をきちんと詰めていかないと、河川整備計画にはつながっていかないとということで質問をさせて頂きました。それについて、委員会の方でもワーキングを設置して、集中的に議論をするということになっていると理解しております。

従いまして、水需要管理について、この場でどうしてもお聞きしないといけないという

ことではありません。私が申し上げたことについて、特にコメントを頂けるものがあれば、頂きたいと思いますが、そういう理解でよろしいということであれば、先に進ませて頂きます。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

児玉所長自身もおっしゃったように、委員会に水需要のワーキンググループができて、琵琶湖部会からも、何人か委員が参加しています。

琵琶湖部会の委員として、その件に関して、意見をおっしゃって下さる方がありますか。

仁連委員（琵琶湖部会）

今までは、いわゆる、水の需要を追っかけて供給量を増やしていくという方針でしたが、それには背景があったと思います。

日本の人口も増えてきましたし、都市も成長し、工業活動もどんどん伸びてきました。この段階では、需要量を追っかけるという必要性があったと思います。水資源開発も、それなりの役割を果たしてきたと思います。

他方、現在既に厚生労働省が、将来的に日本の人口は減少していくという人口予測を出しております。人口が減少するということは、例えば現在水の需要があったとしても、水源を開発した場合に、将来の世代の需要は減ってくるということが考えられます。また開発する場合は当然お金がかかるわけですが、そのお金のかなりの部分は将来の世代が負担することになります。

ということになりますと、長期的な水需要がどのように動くのかということ考えた上での需要と供給のバランスということ、考えていかなければならないのではないだろうかと思われま。

かつてのように、まだ人口や都市が大きくなっていくという前提であれば、どういうチャンスに開発していけばよいのかという問題が主だったと思いますが、今は、状況が変わってきています。そういう長期的な視野での水資源の開発ということが必要になってきたのだと理解しております。

村上委員（琵琶湖部会）

3つだけ思ったことがあったので、ちょっとコメントさせていただきます。

最後に、我慢をすとか、人口とかを減らすというようなことを書いてありましたが、そこにもう1つ、工夫をするというものが必ずあるはず。それは、最初のオプションとして必ずつけておいて頂きたいと思います。

さらに水需要の管理ですが、例えば渇水年には、今では取水制限という形でやっていますが、常に一定ではなく、ある程度渇水時にはこうするという対応があってよいのではないかと思います。それは考えてらっしゃると思います。

これは質問なのですが、もう1つ地下水の利用に関して、例えば水が少ない、供給量が例えばある程度減るということになった時、地下水の方に矛先が向くというようなこと

になると思うのですが、それに対する管理をどの程度考えてらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

取り敢えずは質問ですから、答えないといけないわけではないですが、是非おっしゃって下さい。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖工事事務所長 児玉）

地下水については、全面的に地下水に頼るということについては、水質とか水量の問題、或いは地盤沈下の問題というのがあります。全体から見ると僅かな量かも知れないですが、大きな渇水の時には、それが大きな効果を発揮するというのも一方で事実であろうと思います。危機管理上どのような扱いをするかというのは、大事な問題だと思っています。地下水の管理が万全かどうかということについては、十分まだ考えないといけないと言う認識です。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

今のスライドに出たのは、ちょっと気になります。住民が我慢すると書いてあったのですが、これまでの議論の中で、我慢するという表現はなかったのです。節水するという表現をとっていました。つまり、水を有効に使う、無駄をできるだけ抑えるという言い方は再々されているのですが、我慢するとは言っていないはずで、例えば、お風呂の水を張っていながら、満水であふれていてもまだ気がつかないで、後で行って慌ててとめたというのは、まさに無駄な使い方をしたと言えますが、そんな使い方が、我々の生活の中に随分あるのではないかとということで、それをなくしていけば、かなり違うと思います。

それからもう1つ、水の問題から人口、産業を抑制するというのは、ちょっとこれは言い過ぎです。やはり先ほど村上委員がおっしゃったように、エネルギーとして使う場合も、いろいろな他の面でも使い方がありますし、水の使い方自体を変えていく、つまり再利用ということで、排水されていたものをもう少し工夫してみるとか、循環型の利用法とかいろいろなものがあります。それを、水をいきなり抑制する、特に人口を抑制する、産業を抑制すると受けとれるような表現は、大きな抵抗を感じますので、工夫をして頂きたいと思います。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

この水需要のワーキンググループに、私、参加させて頂いているのですが、淀川部会が中心になっていまして、琵琶湖部会から参加しているのは私だけのようです。前は倉田委員が傍聴に来て頂きましたので、よかったです。

2日に第1回の水需要ワーキンググループが行われましたので、簡単にご報告をかねて、感じたことを述べたいと思います。最初に寺田淀川部会長から問題提起としてお話がありました。まずは、水需要を考えるにあたっては、2つの問題があり、1つは水需要予測をど

う考えるかということ、2 つめには、それをどういう手法でやっていけるのかということ、問題意識として持つ必要があるということでした。

まず、1 つ目の水需要についてですが、これは抑制と需要という、その 2 つの側面からとらえることが大事ではないかということです。もう 1 つは節水の問題です。節水といいますと、湯水の時だけの話という認識がありますが、常日頃からそういった意味での節水意識を持っていく必要があるとの問題提起です。

2 つめの手法については、平成 11 年 3 月に河川審議会の答申が出ていますが、ここで水需要マネジメントとしてかなり具体的な方策が示されていることから、この辺を勉強していく必要があるだろうという問題提起でした。その後、この最初の部会で問題になりましたのは、慣行水利権の問題です。これは農業用水になるわけですが、この分が国土交通省として把握できていないということから、どのように考えていく必要があるかという辺りが、1 つの大きな議論になっておりました。

ちなみに、淀川の河川維持用水は 85 t/s ということだったのですが、例えば利根川ですと 35 t/s ということです。そういった意味では、琵琶湖のおかげもありまして、近畿圏の場合は、恵まれた水があるということも特徴ではないかというお話がありました。

今回は水需要計画と問題点、今後 30 年どのようにやっていくかということ、それから国土交通省の方からはフルプランを説明して頂くということになっております。

ただ、今も言いましたように、委員が私だけだと心もとないので、是非皆さまも傍聴に来て頂くように、ひとつよろしく願いしておきたいと思っております。

#### 江頭部会長代理 (委員会・琵琶湖部会)

私は個人的に水需要管理という言葉の持つ意味はあまり好きではないのですが、ワーキングにちょっとお願いがあります。人口が減るとするのは非常にわかりやすい指標で、将来の水需要に対して非常に影響を与えるファクターであることは事実だと思います。例えば国家戦略として、民間や国がどういう方向で産業を育成しようとしているか、それがかなり水需要に効いてくるのではないかと思います。そこも視野に入れた予測を是非お願いしたいと思います。

#### 川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

水需要管理という時の水需要は、水の量だけではなくて、水の質というのが入っているというのは明白です。ある程度の質を維持した水をどのくらい確保できるかという議論です。そういう立場に立った時に、水需要管理はどのようにあるべきか、考えないといけなないと思います。

琵琶湖、淀川水系のためには、琵琶湖の持っている意味を強く考えないといけませんし、現実それが水質浄化の問題としてどうなっているかという議論が起こらなければならないと思います。

それから、水の問題は、生物や汚染に関する COP (気候変動枠組条約締結国会議) の 6 回目か、7 回目あたりで議論になりましたが、近いうちに、この水の生態系の機能を使わ

ない限り水質を浄化することができなくなることは、明白な事実であります。自然保護というより、むしろそういう問題としてどう考えるかが重要でしょう。

3つ目は、新しい水文化が作り上げられるような水需要管理が必要であろうと思います。従来通りかどうかは別にして、本当に新しい水文化ができるかという大きな問題が起こっているはずで、水需要管理というのは、それを進めるような形でなければならないということが、琵琶湖部会で議論にあったと思います。

私もこのワーキンググループに、琵琶湖部会からは寺川委員1人しか参加していなかったとは知りませんでした。他の方も水需要のワーキンググループでご議論頂いて、それを部会に持って帰って頂き、或いは琵琶湖部会でもつけ加えるべき部分があると思いますので、よろしく願いいたします。ということで、取り敢えずはよろしいですか。児玉所長。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖工事事務所長 児玉）

次の質問に移らせて頂きたいと思います。次は関連する2つですが、資料1-2の15ページにあります(17)と45ページにあります(51)です。

(17)については、資料1-1で、「委員間での考え方、意見で相違があるようです」と書かせて頂いておりますが、冒頭、部会長からもお話がありましたように、これは紙として出して頂いたもので、各委員間で議論が終わったものではないことは十分わかっているつもりで出させて頂いております。この場で議論を頂いて答えを一つにしてくれというわけではありませんが、同じ認識にして頂ければありがたいです。なかなかこれは1つにはならないということであるなら、どういった点で認識、異なる意見があるということが明らかになれば、それでも結構です。関連として(51)についてもご質問をさせて頂いております。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

私も申しましたように、今は違う意見があるのは当たり前でしょう。今後まとまっていけるかどうかわかりませんが、現段階では、こういう意見もあるということで、是非皆さまご意見を頂きたいと思います。

西野委員（琵琶湖部会）

中村委員の方からアメリカのデータの話が出ていたので、参考までに、短く話します。

（資料番号なし：西野委員提供資料 「森林の変化が流出に与える影響」参照）

伐採、宅地開発にしろ何にしろ、森を切って家を建てようが、裸地ができようが、基本的には森林の涵養機能は失われます。その時の短期流出に与える影響と、長期流出に与える影響を比較しています。

短期流出時の森林伐採前と伐採後と比較しますと、図144に見られますように、雨が降った後、裸地ではハイドログラフの立ち上がりが急で逓減も急であり、植栽地では立ち上がり、逓減ともに緩やかになっています。次に長期流出については、抜倒初年度の流出量

の増加 370mmは降雨の 20%、森林状態の時の蒸発量の 44%であります。抜倒後は、流出量は 20 年以上増え続けることがわかっています。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

ありがとうございました。

西野委員からのご説明は 2 つの質問のうち主に (17) が関係します。そこに関連する部分ですが他の方、ご意見いかがでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖工事事務所長 児玉）

この森林の話で、私どもが調べた情報を、パワーポイントの方でご紹介させて頂きたいと思えます。データとしては東京大学の演習林の中のデータをもとに作成したものです。これは森林がある時、ない時ではないのですが、森林が十分に発達している時、発達していない時の例です。濃い茶色の方は、森林がさほど発達していない時、そして緑の方は森林がかなり発達した状態です。

豊水流量というのは、1 年のうち水がたくさん流れている時期という意味です。雨が降った直後といいますが、流量が多い時の状況で言いますと、森林が発達した時の方が、緑の方が大きいというのがわかると思えます。ところが、長期的にだんだん雨が降らなくなって少なくなっている状態、渇水時は森林が発達した方が、流量が少なくなるというデータです。

これはデータの的にもこうであります、理論的に申し上げると、この森林自体が蒸発散作用という活動を行っておりますので、森林自体が水を消費しているということですから、雨が降った後、長時間たった後は、こういった現象になるということです。それに比べて、今度は左の方に近い方というのは、これは森林の下にあります土壌の効果によって中小洪水を緩和すると、或いはその渇水に至るまでの中間的な状態では流量を増加させる傾向にあると、こういうものです。

先ほど西野委員方からは、総流量がどうなるかということをお示し頂いたものだと思うのですが、森林が全くない場合とある場合を比較すると、総流量では、この森林が消費する分がないので、その分増加しているということに相当していると理解いたしました。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

私、この分野については本職ではないのですが、これまでに聞いたところによりますと、この意見は現在でも完全に一致した意見であるとは思いません。森林は一時期蒸散させることは事実ですから、森林がある方がかえって少ないので、コンクリートを下に全部ためた方がよっぽど多いという議論があったことも、これもまた事実です。諸外国も含めて、今、いろいろな議論がありまして、様々な意見が出ていることは事実です。

今児玉所長がお出しになったような議論のデータも、反対の西野委員、或いは中村委員がおっしゃったようなデータが出ていることも事実としてあります。

この問題は特に、どの程度雨が降ってその結果どうなるかという具体的な問題とも関連

いたします。例えば1年の半分が雨期で、1年の半分が乾期だということと、そうでないところでは、これは全く違う結論が導かれます。当然のことながら、例えばアメリカの東と西と真ん中辺りでは、見事に違った結論が出ていることも事実ですし、その辺は十分にデータを集めないといけません。

私が聞いている話では、同じ研究所でも全く違うことを言っている人はいまだにあります。しかし、新しいデータで今、優勢なのは、日本の中では森林の方が渇水及び豊水流量は高くなる、つまり多いというのが多数意見の方に傾きつつあるというところまでしか知りません。その辺りは委員の方も含めて、もちろん「河川管理者」のところでは、十分にいろいろな人の議論の、しかも新しいデータと、新しい事実に基づくものを検討することが必要だと思います。2、3年たつと、全然違う意見が出てくるかもしれません。

この問題に関連して、ここ最近、拡大造林という言葉が出てきています。これはもう1つ別の問題、つまり林業の形態が、どういう森林の方がよいかという議論になっています。そうなりますと、またこれは林業に関係している人と、そうでない人で、意見の食い違いはいまだに日本の国内でも、先ほどのよりもはるかに大きいと私は聞いておりますが、実際のところはわかりませんので、十分な調査が必要なのではないかと思えます。

或いは、どこかでシンポジウムなどをやることによって、そのうちに結論が出てくるかもしれません。

江頭部会長代理（委員会・琵琶湖部会）

今の部会長の発言に対して、専門家として申しておかないといけない部分が1つあります。

先ほど西野委員から、短期流出について説明がありました。短期流出というのは、雨が降って洪水として出てくる水のことです。結論から言いますと、洪水については、流域が小さければ小さいほど森林の効果が出るということです。例えば、小さい流域で森林を伐採しますと、短期流出は大きくなるということは物理的に事実です。

ただ、山地部は殆ど森林に覆われておりまして、流域が大きいので、いわゆる森林の効果というのが非常ににくい条件にあります。もう1点補足しておきますと、総雨量が大きくなりますと、森林は洪水に対しては殆ど効かないというのが常識です。これは物理的にも証明できる話です。

それから、渇水流量や豊水流量につきましては、いわゆる森林が育てる土壌の問題というのがあるわけです。土壌というのは水を保水するという役目を果たすわけです。一方において、森林は、先ほど児玉所長から説明がありましたが、木も水を食っているわけです。要するに、呼吸でどんどん大気に放散しているわけです。そこら辺の兼ね合いで、森林がある場合が渇水量を増やす場合もありますし、減らすような流域もあるということです。ただ、これはちゃんとしたフィールド実験ができませんので、いろいろな結論が出ているというのが実情です。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

これは私の体験的な話になるのですが、ここで私も拡大造林の問題を取り上げてみます。私、比良山ろくに生まれ育って間もなく60年ほどになるのですが、以前は結構、川の水が豊富でした。現在、私も稲作をやっていますが、これまでは山の水だけで田んぼが養えていました。ところが、琵琶湖総合開発によって逆水ができて、今は琵琶湖から水を汲み上げないことには、田んぼの維持管理ができません。水管理の仕方も変化はしてきているのもひとつですが、やはり水の総量として、何か減ってきているのではないかという印象があります。

何故かと考えると、1つは比良山の山頂で、スキー場の開発が行われました。山頂部分は以前はクマザサとか低灌木に覆われていたのが、これによって現在は草地といいますが、むき出しになっているということがあります。

また、今言いました拡大造林は海拔400mから500mくらい、そこから800mくらいのところまで、殆ど杉、ヒノキにかえられたわけです。それによって、保水力が低下してきたのではないかなという感じがしております。

もう1点は、その拡大造林が行われた辺りに金比羅神社という神社があるのですが、ここには滝がありまして、昔から水が落ちておりまして、そこで手洗いして神社にお参りするようになっていました。しかし、拡大造林が行われた後、その水が涸れてしまったという事例もあります。そういう意味では、今森林の持つ水源涵養力といったもの、或いはいわゆる針葉樹と広葉樹の違いとか、そういったことも水源としてはいろいろ関係しているのかなと感じております。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖工事事務所長 児玉）

済みません。先ほどの西野委員の方から出して頂いた資料なのですが、もう一度ちょっと確認をさせて頂きたいのです。私の結論からいうと、私が申し上げたことと、これは何ら矛盾してないと思っています。「森林の変化が長期流出に与える影響」のグラフは広葉樹林を伐採しなかった時と比べて、どれだけ伐採した時には年間の流出量が増えたかということを示したものであって、従って経年的には、伐採することによって年間の流出量は増えるわけです。それはだんだんと経年的に減っていくのですが、20年以上流出量が増加するというを示したものという理解でよろしいですか。

西野委員（琵琶湖部会）

そうです。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖工事事務所長 児玉）

私は、湧水流量が減っておりますということを申し上げましたが、それとは矛盾してないものだと理解しました。これは確認です。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

矛盾していないということと、同じであるということとは全く違うということは十分に

理解下さい。他にはありませんでしょうか。

部会長ではなく一委員として、ひとつ言わせてください。大変難しいかも知れませんが、2つ考えておかないといけないことがあります。専門家というのは、当然、ある問題に関してどうであるかを考えます。しかし、それに対して、そうではないという立場がこれからの科学には必要だという声が今非常に大きくなっているわけです。

つまり、1つは森林というものと、例えばコンクリートをつくって、それを下に入れるという場合、仮にもし、水量は全く同じであると考えても、例えば水質はどうか、その他問題がないか総合評価が行われなければなりません。それに対する科学をどのようにつくり上げるかというのが、21世紀の大きな問題です。

それから2つ目は、多少は間違いがあることは十分に分かっている上で、専門家ではなくそのところに長年住んでいらっしゃる人の判断というのが増えてきているということも事実です。専門家の目で見るとは非常に大事なことでありますが、同時にもう1つ、全体的な把握をどのように考えていったらよいのかという問題があって、やはり今後の流域における水の使い方等をどうするか、先ほどの水需要という問題を考える時には、おのこの専門家だけではなく、その他の方の意見もいろいろ考えていかないといけないという問題が、大きくなることだけは事実です。

私も専門家ですから、なかなかそういう理解はできないのですが、少しずつやっていきたいと思っているので、それは決して専門性を失うことではないという気もしています。

当然に、国土交通省ではその辺、バランスよく総合的にやってこられたはずなので、言うほどのことではないのだと思いますが、いろいろな形で考えて頂きたいし、我々自身も考えていきたいと思います。

江頭部会長代理（委員会・琵琶湖部会）

今、児玉所長がおっしゃった通りでして、長期流出というのは、年間の総流出量という意味ですね。要するに、森林で失われる部分だけが水となって出てくるわけですから、当然これはあたり前のことを言っただけです。

問題は配分ですよ。確かに、児玉所長がお示しになったデータとは何も矛盾することはないわけですが、いわゆる豊水量とか平水量がどうなるかというのは、非常に微妙な問題があります。まだ、ここで、この文章を入れるとか、入れないとか、その微妙なところで議論するような、そんな大きな問題でもないのではないかという気もいたします。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

他にはいかがでしょうか。(17)の方が主になりましたが、(51)に関連するところでも、もちろん今のお話でかなりはいつているかもしれませんが、特に何か委員の方からおっしゃるようなことはありますか。或いは、この点は、特に(51)に関係して、児玉所長、もうちょっと聞いておきたいということがありますか。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖工事事務所長 児玉）

私、先ほど質問をさせて頂いた時に、論点は絞ってお聞きしたということでして、森林の持っている機能というのは様々あることは十分に承知しております。これについては、当然のことながら大事にしていけないといけないし、その機能を十分に発揮できるように、これからもいろいろな方策を講じていけないといけないというのは、これは当然のことだろうと思っております。今、若干論点を絞った聞き方をしましたので、ちょっときつい言葉になったかもしれませんが。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

いえいえ。こちらの方が何かしたかもしれません。

川端委員（琵琶湖部会）

水源涵養機能という中身をはっきりさせないと、議論は全く反対の結論に到達してしまうのではないかと思うのです。その1つとして、短期、長期という分け方をしていましたので、比較的具体的になりましたが、例えば洪水を起こさないという観点から見た水源涵養機能なのか、或いは水を日常生活に使うという観点から見た水源涵養機能なのか、そういう分け方が必要ではないかなと思うのです。

私はデータを持ってないのではっきりしたことは言えないのですが、川那部部会長から今、専門家ではない人の意見も聴くべきという話もありましたので、意見を述べます。先日大雨が降った時に道を歩いたのです。その道の右上には高い山がありました。その高い山を右手に見て数百メートル歩くと再び右上に山の頂上を削って造った丘の上に広大な住宅地が広がる山がありました。そういう山の下に走っている道路を歩いておりました。前者の山のふもとを歩いていた時には、殆ど靴がぬれないで歩けたのですが、山の上の住宅地からは水が道路にあふれ出ている、靴がびしょ濡れました。この経験からも明らかのように、短期間の水源涵養機能は、当然植物が繁茂する山の方が高いでしょう。年間の水源涵養機能で見れば、植物からの蒸発散量が年間に閉める割合によっては、植物が繁茂する山の方が水源涵養機能が低くなる場合も否定できないと思います。したがって、水源涵養機能をどの場所で、どの期間で評価しようとしているのかをはっきりさせた方がよいのではないかというのが私の感想です。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

今日はいらっしゃっていないのですが、委員から提出されているものを見ますと、水山委員は山地部の拡大造林という言葉については、そうであると断言することができないのでやめたらどうかというご意見がついています。

山地部の拡大造林というのは何かという問題が残っているのですが、この言葉をここへ並べて書くほど意味が強いかどうかについては、記述を減らすべきという方が多いかもしれませんので、その辺考えさせて頂きたいと思います。

中間とりまとめの時の最初の文章も、少し言葉を変えたり、やめたりするということがあり得るかも知れないというように、また議論をさせて頂きませんが、やめなければなら

いところはやめた方がよっぽどよいと思います。そこはこれで止めさせて頂いた上で、一応、終わらせて頂いてよろしいでしょうか。

次のところをお願いいたします。

河川管理者(近畿地方整備局 琵琶湖工事事務所長 児玉)

次の質問に移らせて頂きます

関連します(59)と(61)です。両方とも50ページです。ここに書いておりませんが、(13)も同じようなご指摘がありました。

基本的には、まず(13)のところ、どういった現象が北湖底で起こっているかということについて以前、委員より以下のようにご説明を頂いたと思っております。

[説明要旨]

- ・ 酸素を豊富に含んだ雪解け水が北湖に入ってくることによって、湖底の底泥にたまっている有機物が無機物に分解される。また、琵琶湖の水が上下で循環する時、表面から底泥に水が供給される。
- ・ しかし近年、流入河川からの汚濁負荷が増大による酸素量の減少と、地球温暖化の影響による湖面からの酸素給量の減少によって、このメカニズムが崩れているとの指摘がある。
- ・ 湖底の酸素量が足りなくなると、底泥から栄養源が上層の方に溶出していきプランクトンが大発生する。それがまた湖底に堆積して、分解に酸素が使われるため、悪循環に陥る可能性がある。

これらのご指摘を踏まえて、(59)(61)ですが、まず(59)については、このようなメカニズムに対してダム・貯水池の影響が重なっているのではないかとということです。これについては、委員の中にもあまり関係ないのではないかとのご意見もあります。この辺についての共通認識があるかどうかということです。(61)とも関連いたしますが、(61)で具体的に既設のダムで影響があるというご指摘がありましたので、どのダムのどういう影響でしょうかということをお尋ねしたわけですが、具体的なデータというのはないですが、可能性はあるのではないかとご指摘だろうと思っております。前回の質問に対して頂いた回答は、可能性はあるというお答えを頂いたと思っております。

さらに現在、河川整備計画で今後新設するダムについても、ダム・貯水池が影響している可能性を十分に配慮する必要があるというご指摘を頂いております。これをどのように調べていくかは、大変重要な課題であると思っております。

既設のダムでどういう影響があるのかは、現在はどこにもデータがない、わからないという状況の中で、さらに今後新設するダムについて、ではどういうことを調べないといけないのかということ、ご示唆頂きたいということでもあります。

現在のところ、私どもが持っておりますダム湖が琵琶湖に及ぼす影響についてとりま

とめているものもありますので、それもあわせて先にちょっとお聞き頂いた上で議論をお願いいたしたいと思っています。資料としては、資料 1 - 1 補足 2 というものでご説明をさせていただきます。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

では、1 - 1 の補足 2 をお願いいたします。

河川管理者（水資源開発公団 丹生ダム建設所所長 上村）

琵琶湖に流入する汚濁負荷の要因についてまとめたものを入手しましたので、ご紹介します。

[説明要旨：資料 1 - 1 補足 2 琵琶湖の水質に対するダムの影響について]

- ・ 流入河川別発生源別全リン発生量という琵琶湖研究所のデータ（昭和 55 年）によると、富栄養化現象の要因となるリンの発生原因は、事業所や家庭から出されるものがほとんどを占めている。
- ・ 窒素については、自然の中に豊富にふくまれている。
- ・ COD 発生量は、琵琶湖に流入する河川、例えば永源寺ダム（72 年完成）がある愛知川と、まだダムがない姉川を比較すると、ダムがある場合とない場合の負荷はほとんど変わらないと言える。
- ・ 西野委員から、雪解け水が琵琶湖に入って湖底を冷やし、かつ溶存酸素を供給するといった指摘があったが、滋賀県の環境白書（1985 年以降 2000 年まで）のデータによると、積雪量の増減では秋期の最低 DO の値にあまり関係しないうえ、逆に流入量が多い方が溶存酸素が低くなっていることがわかる。また、雪解け水多い時期の河川水の温度は 7 近くであり、琵琶湖の水温とあまり相違がない。
- ・ 各河川から琵琶湖へ流入する酸素量に関しては、琵琶湖全体から見れば、河川からの酸素流入量はごくわずかである。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

ありがとうございました。どうぞ、委員の方、質問に中心を置いてご意見をおっしゃって下さい。

西野委員（琵琶湖部会）

1 つだけコメントしておきます。4 ページですが、確かに水深 90m までいきますと、今のところ説明ができておりません。前にお見せした資料は、水深 80m のところでの 1950 年代以降の年最低溶存酸素濃度をとったわけで、90m でとるとききれいに出不いです。

ただ、1 つだけ指摘しておきたいのは、1990 年以降は気候の変動のパターンがその前

と後で変わっておりまして、どうも冬の積雪量と年最低溶存酸素量との間に相関がありません。これについてはいろいろな説があるのですが、例えば、冬に降ってくる雪の温度そのものが上昇しているのではないかという指摘があります。

三田村委員（委員会・琵琶湖部会）

私もこの件に関しては専門が近いので、少しコメントをつけ加えた方がよいと思います。

まず初めの窒素だとかリンが云々というお話は、私は全く関係ない視点からお話しされたのだらうと伺っていました。ダムができたから窒素が増えるとか、そういうことは普通は考えられません。ここで問題になる窒素は、大気中の分子状の窒素ではありません。そういうものまでを含めてお話しされる必要はないと思います。

COD は、ダムとの関係があるかないかという議論はありますが、他のものに関しては、議論の対象に上げることは意味がないと思います。

酸素の問題は水温による密度の関係で湖底をはって、湖底の酸素補給になるという考え方と、もう1つは水温が低いために酸素がたくさん溶け込むという2つの視点から考えることができるのだらうと思います。ご指摘がありましたように、河川から運ばれてくる酸素というのは、当然大循環の時の大気中から運ばれてくる酸素に比べますと大きくはないと思いますが、それは量の問題だとお考え下さった方がよいと思います。

微妙なところで生態系が変化する可能性があるという視点は、やはりまだ排除すべきでないと思います。例えば51ページにもそういう表現をしましたが、わからないから開発をしてもよいのではなくて、わからないから少し待った方がよいというのがこれからの視点ではないかと思います。それと同じようにひょっとしたら微妙なところで関係があるかも知れないとお考え下さってもよいのではないかなと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖工事事務所長 児玉）

わからないですが、可能性がある。従って、それも十分に考慮すべきである。前回、予防原則という言葉がありました。その趣旨だらうと思っていますが、そうであれば、わからないことをどうやったらわかるのかということをやっているかといけないうのかなと思っております。今のところ、それを調べることもどうしたらよいかわからないというのであれば、その前提でまたものを考えないといけないうすし、ちょっと今時間をかけてある程度の努力をすればわかるのだというものなのか、その辺の具合もあるうかと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

三田村委員（委員会・琵琶湖部会）

難しいご質問ですが、徐々にわかってくるということは事実だらうと思います。そんなに急がなくてはいけないうのかなとも思いますが、いかがでしょうか。

例えば、ダムができることによって淡水赤潮の種が変わる可能性があるという研究が、今始まっています。例えば、シリカ（二酸化珪素）が、ダム湖のようにいわゆる静水区ができますと、そこで珪藻に利用されると思います。それによってシリカの供給が少なくな

ります。例えば、淀川のシリカ欠損が瀬戸内海の赤潮を従来の珪藻赤潮から他の藻類に変化させていくのではないかという研究も始まりました。徐々に、そういう意味ではダムができることによって琵琶湖がどのように変化するかというのもわかってくるのだらうと思いますが、これらの研究結果を待てませんか。

宗宮委員（委員会・琵琶湖部会）

今のお話なのですが、いろいろな図を出して頂いたのですが、その殆どがスポットサンプルなのです。全体像をどこまで表記したかということに対して、誰も自信が持てないのです。それに対して、これからどうするかは、皆で考えて、統計的にシステマティックに出していかなければいけないです。

温度も水温も、中には藻類も変わっていきます。では、ダムができたら絶対変わらないかと言ったら、流れてきた時にはまた量も変わります、あれもこれも変わっていくわけなのです。全くないはずがないのです。ですが、やはりわからないのです。わかるまでは何もできないのかといったらそうではないのですが、少なくとも、今までの公害の時代のように、環境基準点の水質で水質を判断すればよかったという考え方はやめて欲しいと思います。琵琶湖の水質は、皆さまが納得できるような水質の測り方、河川の測り方をして頂かないと、やれ森林がどうで、ダムがどうでと言ってみても、はっきりしないのです。

ですから、今までの測定の仕方をもう少し幅広く、より連続的に場所を決めて、どんな流れ方でどういうパターンで出てくるかなど、原単位の見方ももう一遍把握し直せばよいわけです。そういうシステムも、セットアップして頂けたらありがたいと思うのです。

西野委員（琵琶湖部会）

酸素の問題とダムの問題というのは、湖の生物に与える影響としては、北湖の低酸素化の問題と、それから沿岸部の底質の変化とがあります。酸素の問題はなかなか難しいのですが、沿岸部の底質の変化についてはダムからどういう土砂が運ばれてくるのかとか、或いはその土砂が湖の中でどのような分布をしているかというのは、ある程度、モデル計算ができると思うのですが、それと現実が合っているかどうかは、我々では計算できないわけです。

むしろダムのデータを持っておられる河川管理者の方がシミュレーションはできそうに思うのですが、その点いかがでしょうか。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

そういう意味で言えば、既設のものについては測れる部分があるはずですね。宗宮委員のおっしゃったことを受けるとすれば、意味があることなのかもしれません。

江頭部会長代理（委員会・琵琶湖部会）

今の西野委員の発言の趣旨は、ダム・貯水池の中の流れと、いわゆる底質の問題ということでしょうか。

西野委員 (琵琶湖部会)

それが下流の琵琶湖の底質に与える影響です。ですから、ある程度、実測で調べないとわからないと思うのですが、実測で調べて、それでモデルで組んで、実際にそういう琵琶湖の変化というのがダムでどれくらい説明できるかというところを考えないと、何とも言えないと思います。

江頭部会長代理 (委員会・琵琶湖部会)

いわゆる物理的な問題については、それは何も難しいことはなくて、今簡単にそういうものは予測できますし、ちゃんと検証できています。ですから、やる気であれば、ちゃんとできると思います。

水質については、単純ではないので、いわゆる流れとの相作用と生物間の相作用があります。生物というのは、プランクトンなどの微小動物から大きなものまで含めての話ですが、すべて合わせてやろうとすればできると思うのです。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

これは一委員としての発言です。

江頭委員のおっしゃったことは非常に大事なところですよ。例えば黒部の出し平ダムでしたか、砂を流したら沿岸にどう影響が起こるか予測をなさったはずですよ。結果は知らないですが、少なくとも問題が起こっているということは事実ですよ。あれは砂を流したという実験ですが、そうでない状態も確かめないといけないし、今までは難しかったことも事実ですよ、いろいろなことを考えないといけないというのは事実ですよ。

宗宮委員のおっしゃったこととも関連して言うと、私自身も、10年くらい前まで、実は琵琶湖の底でそんなことが起こることは思っていませんでした。

比較的浅い湖であれば、汚くなっても後で戻すというのは割合に簡単だという問題がありますが、琵琶湖でここ5年くらいの間にああいう大変奇妙な問題が起こったということだけは、これは事実なのです。そうすると、それが起こった理由は何なのか、ありとあらゆることについて、どの方向へ進めるか考える必要があります。ひょっとしたらダムをつくった方がよくなるということだってあるのかもわかりませんから、そういうことについてできるだけたくさん考えないとはいけません。

取り返しのつくことは何てことはないのです。もしもそれが取り返しのつかないことであるかどうかという判断は、宗宮委員のおっしゃったように、少なくともやはり見当くらいはつけなければいけないと思います。最終はわからないということになるかもしれませんが、その努力はやらないといけないのではないかと個人的に思っています。

部会長として言いますが、これはまさに予防原則の問題ですので、大変難しい問題であることは確かなのであり、十分に考える必要があると思います。

川端委員 (琵琶湖部会)

ダムをつくったら湖底泥の DO がどうなるか。その話だけに限定して物を考えてみますと、ダムの操作がどうなるかによって、影響が違うのではないかと思うのです。ダムの操作の仕方というのは周辺部の水需要、或いは地域の開発なりによっても決まってくるので、おおよそどういう操作をするのかということからまず考えて、例えば、溶存酸素の含まれている水がどの程度の量流れていくのかということが、まず出発点だと思うのです。それと水温です。

それから、受ける側の琵琶湖の DO の鉛直分布、或いは水温の鉛直分布、水の動き、そこから辺を大きくつかんだ時に、どの程度影響が出るかということをもまず考え、あとは例えばダムに発生するプランクトンの種類や量が水質にどの程度の影響を与えるか、という順番で考えていった方がよいと思うのです。

データが一遍に出てくると、全部関連しているようで関連してないということも出てきますので、非常に考えにくいのです。ですから、物理量で決められるものをまず考えて、その次に、例えば化学生物的な要因を考えていくというように整理したらよいのではないかと思うので、やれることというのはたくさんあると思います。

言いたかったことは、調査の方法は幾らでもあるということです。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

他にもたくさんあると思うのですが、児玉所長、その辺でよければ、ここで休憩をとらせて頂いてよろしいでしょうか。

庶務（三菱総合研究所 新田）

それでは、10 分ほど休憩でよろしいですか。3 時 40 分に再開ということで、よろしくお願いいたします。

〔休憩 15 : 30 ~ 15 : 40〕

庶務（三菱総合研究所 新田）

それでは審議を再開したいと思いますので、よろしくお願います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

児玉所長、次よろしくお願いいたします。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖工事事務所長 児玉）

それでは、次の話として、水質の関連のお話をさせて頂きたいと思います。

関連するところで、(16)、(66)、さらに(68)というところがあります。(16)については、これは中村委員がいらっしゃればお願いするところですが、いらっしゃいませんので、これはまあ関連するということでご指摘をさせて頂くにとどめますが、(66)、(67)、(69)が関係いたします。54 ページです。

この(66)、或いは(67)、(69)で、総量規制ということについて、これを進めていくべ

きであるというご意見を頂いております。この水質に関連しては、琵琶湖の流域では、過去からずっといろいろなことに取り組んでおります。当然のことながら、この総量規制と総量負荷規制ということについても取り組んできてはいるわけです。

過去のこの部会でも、滋賀県のマザーレイク計画のご紹介をさせて頂いたと思いますが、この中でも、この総量規制を進めていくべきだということになっております。そういった計画の中にあります個々のことを、きちっとやっていけばそれによろしいということなのか、水質についても、危機的な状況にあるというご指摘があったかと思うのですが、これまでのやり方を粛々と進めていくだけでは駄目で、新たな発想でやるべきことがあるのか、そこの辺をお聞かせ頂ければと思いました。

村上委員（琵琶湖部会）

水質保全の時によく言われるのは、家庭や事業者から出す負荷をまず減らそうということです。今の段階では、ある程度努力した時に、どのくらいの効果が出てきたのかというのが殆どわからない状態だと思うのです。

例えば、出てくるデータとしては、琵琶湖のデータ、或いはある川のデータから出てくるのですが、それで自分の努力がどのくらい効いているのかがよくわからないのです。私はそれが、そういう行動をなかなか起こせない1つの理由かなと思っています。

ちょっと夢みたいな話をしますが、例えば各集落であるとか自治会単位での排水くらいのところで、小まめに、細かい単位で水質の結果がちゃんと出てくるというようなことができるようになってくれば、例えば「うちの集落は駄目だな、他に比べると」というようなことが非常によくわかってくると思いますし、それであれば、ある程度やったことの努力量も出てきやすいと思うのです。

それで、そういう調査体制を、どうやってコストを安くしてできるかというようなことを、本当に考えてみてはどうかと思います。

例えばシルバーの方に協力して頂くとか、学校で取り組んで頂くとかというようなことを、集落下水道単位、或いは例えば農業排水であれば、全部でどれだけの農業排水口があるかわかりませんが、多分調べればわかるはずです。それをそういう単位で、簡便な方法でよいので、結果が出てくるようなモニタリングのやり方というのを考えた方がよいのではないかと思います。

川端委員（琵琶湖部会）

(66)の質問に対して、ごく簡単に、メモ程度に書いたのですが、これに対してちょっと補足説明をさせていただきます。

村上委員の意見ともちょっと関連するのですが、この総量負荷規制というのは、私は重要な考え方だと思います。その時に、効果が出るか出ないかは、何を基準にして効果を評価するかという問題が重要だと思います。

例えば、その目標設定をどこにするかという問題があります。琵琶湖平均値として、現在の北湖程度の水質にするのか、或いは、年代的に言ったら1970年程度を基準にするか、

或いはアオコが出ない水質にするのか、或いは固有生物が生きていられる水質が仮にあるとすれば、それを基準にするのか、いろいろな目標の設定の仕方があると思うのです。総負荷量というのは、先ほどの丹生ダムの資料にありましたように、各河川でどの程度のNやPの負荷量があるかというデータがあるわけですから、その流入河川流域が、琵琶湖に対する総負荷量に対して、何%程度の寄与率があるのかということもわかると思うのです。

そうすると、先ほど村上委員が言ったように、例えば愛知川流域でしたら、その人口もわかりますし、したがってどのくらいの負荷量があるかということもわかりますし、産業構造もわかります。目標設定を最初にはっきりしておけば、そこでの努力量もはっきりするわけです。

そうしますと、例えば琵琶湖全体に対して、流入河川流域が汚染に寄与している割合がこのくらいになるということになると、例えばある流域は優等生、ある流域は優等生ではないということがわかってくると思うのです。

流域の産業構造に応じて、例えば農業が主に占めているところでしたら、環境負荷の少ない農業の形態をどのようにしたらよいのかということ、その自治体なり流域の中で検討し、技術開発をするなり、或いはどこかからの資金的な援助を得る等、いろいろ考えられると思うのです。

(66)のところに「具体的なイメージがありますか」ということですが、私はデータを持っていませんので数値的にはよくわかりません。でも、今言ったような形であれば、総量規制というものが、もうこれ以上水を汚さず、水質を回復させる方法としては、よいのではないかと私は思います。

#### 宗宮委員（委員会・琵琶湖部会）

これからの琵琶湖はどうなっていくのかということ、大変難しいテーマであるのですが、例えば、お話がありましたように、ある種の努力目標をつけて、水質のあるべき姿を設定して、いかにして近づけるかということも確かに1つだろうと思っているわけなのです。

ただ、ご存じのように、こういう富栄養化現象、湖がかなりく化していく過程の流れの中に入ってしまったっておりますので、我々が非常にいろいろな努力をしても、結果的には、今の状態をどのくらい長引かせるかという努力を一生懸命やることにしかならないということなので、その時点で、1970年代がよいのかどうかそれはわかりませんが、努力していくしかないと思います。

それからもう1つは、総量規制がよいのか濃度規制がよいのかと言われましても、因果関係がわかったものだけしか規制はできないのです。COD、窒素、リンまではできたけど、その次はできないのです。環境ホルモンなどもできないのです。

例えば私も滋賀県の環境審議会をやらされているわけなのですが、30年間、環境基準が全うできないCODという基準をいまだに変えられずにいます。これは行政の問題なのか、住民の皆さまが了解をされたのか、あるべき姿は何かというのは、そこらに要因があるわけですから、社会的コンセンサスがどこに来るかということのを待たなければいけな

いと思っています。

現実には今どういうことが起こっていて、何をするのが一番ベターか、なるべく早く見つけ出さざるを得ないのです。その 1 つの道具が、窒素、リン、COD の総量規制であろうと、今のところはそうせざるを得ないという段階になっているのではないかなと思うのです。ましてや、ナノグラム、ピコグラムというようなものへの対策という時代になってきますと、今までの対症療法では話になりませんから、基本的にはもう出る場所、出口で落とさざるを得ないのです。薄まってしまったら、もう対応策はありませんから、もとへ戻ってくれと、河川でももっと変えて欲しいということと言わざるを得ないのです。水質対策としては、そうなっていかなざるを得ないのではないかなという気がします。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

ひとりの委員として発言させていただきます。

村上委員や宗宮委員がおっしゃったことを、ドラスチックにやる方法が 1 つあります。取水口は排水口の下に置くということです。京都の水の上水源は、京都の水が下水道として出ていったところの下に置くということです。大阪もそうする。一番まじめで、ドラスチックな方法だと思います。それを精神的にどのようにカバーしたらよいかというような話が、村上委員の話ではないかと思うのです。

ですから、琵琶湖の場合も、本当は琵琶湖の水をそのまま上水として使う。それで、その上水にするための処理をするくらいでしたら、下水の時に処理をするというやり方が、ドラスチックにはそうだと思うのですが、特に琵琶湖の場合は大変です。しかし、そういう考え方をするとすればどうなるのか、それこそ本格的には考えないというのがないのです。環境ホルモンなんて、もうまさにそういうようなものとしてしか、実は考えられないのではないかという気はします。何の具体的な問題でもないわけで、大変申し訳ありません。

村上委員の、ソフトがそれ自身でいけるかどうかと言われるのも、その辺のところに関連してくることはあるのではないかと思います。

水質の問題というものは、今、宗宮委員がおっしゃったように大変難しいので、あまり議論されていないことは残念ですが、恐らく最終提言の時までには何か考えないといけな

宗宮委員（委員会・琵琶湖部会）

我々、水質を測ってまいりましたが、275 億 t の水質を言いなさいと言われてたら、こんなのは一言で言えないのです。

今日測った、今測ったものと次に測った水では、もう水質が違うのです。ある種の幅を持った状況下で我々は論じなければいけないのです。

つまり、どこかでこんな問題は、リスクの方をどこまで許容ができるかという話にそれはつながってきてしまうところがあるのです。しかし、そういう不連続な (discrete) 1 個 1 個の水質についてのリスクではなくして、どこまでを受け入れられるかというのも 1

つななのですが、そういうデータそのものは、月1回くらいの測定で判定しようとするところに、無理があります。一ヶ所であってもできる限り連続的にデータをとって頂いて、判定せざるを得ないのです。

今までは基準に合っているかどうかを判断したのですが、安全とか危険ではないかというようなことが、次の時代の指標になるのです。

今日はよかったけど、明日は駄目だとは言えないわけです。水質に対する見方が変わってきますから、データのとり方そのものも変えていって頂かないといけないと思っています。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

他になければ、その件は児玉所長、そんなことでよろしいですか。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖工事事務所長 児玉）

水質の関連で、次に(68)ですが、これは富栄養化という言葉を使っておられないということで、既にお答えを文書で頂いております。それ以外で、まだ補足をして頂けることがありましたらお願いをしたいという趣旨です。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

やはりご本職で、宗宮委員、何か一言おっしゃって下さいますか。

宗宮委員（委員会・琵琶湖部会）

富栄養化事象と言うのは、少し考えを変えて頂かないといけません。富栄養化事象が起こっている時には、水の中だけの話ではなく、大気中の窒素ガスまで、バランス関係が関わってくるようなものがあります。

ですから、富栄養化という言葉の使い方です。例えば赤潮とおっしゃっても、淡水赤潮等、水がきれいだからできる赤潮までも、富栄養化と呼んでしまう方がいらっしゃるわけなのです。全然事象が違うわけなのですが、窒素、リンの値が十分高くなって、藻類の方までずっと種が変わっていく辺りを、皆さま、富栄養化と呼んでいらっしゃるのでしょうが、鞭毛藻類等が出てきて、茶色く赤くなったから赤潮が出た、これも富栄養化だなんておっしゃっていますが、これはちょっと違います。区別して使って頂きたいと思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

他に、特に追加をなさる方はありますか。

児玉所長、続けて、ご質問があればおっしゃって頂いて、次の問題であれば次のところへ行って頂きたいと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖工事事務所長 児玉）

次に移らせて頂きます。(18)ですが、16ページ、関連するところで(64)があります。

ゾーニング、つまり湖岸、或いは河川の水辺利用のお話です。

これについては、委員会、或いは関連の琵琶湖部会の方では議論をされていますが、当琵琶湖部会では、これまで、十分に議論があったという認識ではありません。今回質問させて頂いて拝見する段階では、ゾーニングという手法は完全なものではないですが、全くやらないよりはやった方がよい、つまりやむを得ない手法であろうかと思えます。しかし、ゾーニングの手法を用いてできた計画そのものは、十分なものではないというご指摘を頂いていると思っています。

河川管理者としても考えていかなければならないと思っております。部会の中でもあまり議論されておりませんので、今後は是非議論をお願いしたいということです。

具体的な問題としては、河川の高水敷で、水辺でなくてもできるような利用をしたいという話があった場合にどうするのか、新たに申し出があった場合は、他で適地を見つけてやって下さいというのか、やむを得ないという判断もあり得るのかとか、こういったことについては問題ですので、ご議論をお願いをしたいということです。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

児玉所長のおっしゃり方をそのまま受け取るとすると、現段階ではなかなか無理だろうけれども、是非この問題はちゃんと考えてくれということのようです。大変重要な議論だと思います。今のお話に関連してご意見ありましたらお願いできませんか。

河川敷の問題は本当に大事なことだと思うのですが、個々の場所の問題は委員会が決めることではないでしょうから、一般的なことと言えば、河川敷そのものは、場合によっては淀川と同じように考えることは可能かも知れないと思うのです。私はやはり琵琶湖部会について一番大きな問題は、湖岸というものをどう考えるかということだと思います。

そのことについても、一般的、抽象的な言い方をせざるをえないのではないかと思います。今までのところ、琵琶湖部会では議論をあまりしておりませんので、議論していかなければいけないのではないかと思います。

江頭部会長代理（委員会・琵琶湖部会）

今のいわゆる高水敷の使い方の問題ですが、委員会では、いわゆる水辺としてふさわしい利用の仕方という、ここまでは共通の意見だと思うのです。では、水辺としてふさわしい使い方とは何かという時に、シンポジウムでありましたように、極端な言い方をすると、芋畑には私は反対だということになるわけです。これはそれぞれのそのバックグラウンドによって、ふさわしいというのが何なのかということが多様なのです。

ですから、これは基本的には、局所的な地域ではなくて、いわゆる川全体としてどうなのかという、そういう視点が1つ重要ではないかと思います。

やはり議論をするには時間が要るのではないのでしょうか。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

ゾーニングの問題ですが、(18)で西野委員がおっしゃっている通りだと思うのです。や

はりこれまでのゾーニングというのは、一定の基準のもとにやられてきたということは、これは委員会の中でも出されていたのですが、これまでに行われてきた視点では、環境という大きな課題が位置付けられてなかったという感じがいたします。

そういう面では、今度滋賀県がやっております湖面利用の条例要綱案というのがあるのですが、多分、水上バイク等の規制区域を設けるとか、そういう位置付けのものが今後出てくるわけで、そういう意味でもゾーニング等が関係してくると思います。この辺については、今後も引き続き議論が必要と思っております。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

他になければ、児玉所長お願いします。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖工事事務所長 児玉）

46ページの(52)ですが、これは質問というよりも、これまであまり議論になっておりませんでしたので、念のために確認させて頂くという趣旨です。

堤防をつくって治水対策をしているわけですが、これについて、今後の方法として、壊滅的被害の回避を優先するとあります。これまでのやり方というのは、この資料にもありますように、一定規模までの降雨を堤防内で安全に流すことというのを基本に考えていたわけです。しかしながら、堤防というのは土でできていますので、想定以下の洪水であっても、弱点があれば壊れてしまい、その場合に大きな被害が生じる可能性があります。

今後考えていくべき方法として、完全に壊れない堤防を作るのは難しいですが、少なくとも壊れにくい堤防づくりを目指していくべきであろうと思われまます。

ただ、この時に目標とすべきものが、「いかなる降雨に対しても」とすべきかどうか、ここで質問をしている趣旨です。状況によってはということではなくて、いかなる降雨に対しても破堤はしない、或いは破堤しにくい堤防を求めるということで、逆に申し上げると、溢水を覚悟して頂くということになります。しかしながら、溢水による被害というのは、この破堤した場合に比べて何割かになるというよりは、オーダーが違うレベルの被害で済むであろうと思われまます。こうすることによって壊滅的な被害を回避しようという、そういう考え方です。

これは確認の意味で申し上げた次第です。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

確認の意味とおっしゃっているのです、こう言わせて頂いてよろしいですか。

江頭委員が書いていらっしゃるように、現段階における琵琶湖部会の意見は、委員会で議論されていって、委員会で書かれた内容と同じであるということ、一応確認させて頂いてよろしいですか。特に琵琶湖部会では違うことがあるというのがあれば、また別です。というところで、一応確認をさせて頂くというところで終わりにさせて頂きたいと思われまます。

河川管理者(近畿地方整備局 琵琶湖工事事務所長 児玉)

残っております(24)(74)ですが、これは大変重要なところでして、是非議論を頂きたいところです。

ただ、これは、今までもこの部会での大きな課題になっております、住民の方々の意見をどうやって聴くのかということも含まれており、それと密接に関連している内容であろうかと思っております。そちらの方の議論が、これからも引き続きなされると理解しておりますので、その際に、あわせてご議論を頂ければということにさせて頂きたいと思っております。

川那部部会長(委員会・琵琶湖部会)

いかがでしょうか。

(24)というところについては、嘉田委員が長いご意見を書いていらっしゃいますが、このような問題は、住民の方々自身がどのようにお考えになるかということと直接の関係のあるところですし、住民意見の聴取という言い方をしながら、幾らかの試みをいたしました。今までのところ、ある意味で公聴会に近いようなやり方しか殆どやっていないというのも実情です。この問題について、琵琶湖部会は一生涯懸命になって考えようということになっているわけですが、まだそんなに成功しているとは思えないので、その辺の議論とあわせながら、少し議論をしていくということによろしいでしょうか。

何か特に、この問題について、今ここでということをおっしゃって下さる方はあるでしょうか。

大事な問題ですから、住民の方々の意見を、聴取という程度ではなくて、少し時間をかけながらやっていかないとしようがないと思います。

特に何か言って頂くことがなければ、それくらいでよろしいでしょうか。

河川管理者(近畿地方整備局 琵琶湖工事事務所長 児玉)

はい。あと残っておりますのは、個別の委員の方に対する問いです。

先ほど申し上げました(16)は中村委員です。(39)は三田村委員ですが、もしまだ時間が許すのであればお願いしたいと思います。あと(54)も中村委員の個別の回答についてのご質問ですので、もし許して頂けるのなら個別にお聞きして、さらに必要であればこの場でもということを見せて頂ければと思います。

川那部部会長(委員会・琵琶湖部会)

いかがでしょうか。

既にその各個人の意見が紙に書いて出ているということは、もちろんその意見が部会で議論をすることによって変わってくるということを前提にした上で、出されているものです。それに対して、「河川管理者」からご質問をいただいているということなので、時間も押していることであり、こうさせて頂くことはできないでしょうか。

「河川管理者」側から、この委員の意見の、「ここに書いてある、或いは書いてないこと

について聞きたい」というようなことは、お聞きになって結構です。それで、各々の委員はそれにお答えになってもちろん結構なのですが、その答えは、部会の席上など公開の場でないといけないとお考えになる場合、そうおっしゃって頂いて結構ですが、できるだけ、後で意見が議論の中で変わることはあたり前として、各個人が個人のレベルで、答えて頂くことにするというのはどうでしょうか。

そうでないと、8月の次とか何か言っていると、ますます時間がなくなってしまいますので、もしお許し頂ければ、各個人のところに「河川管理者」側からご質問があった時には、できるだけ各人のご判断でお答え下さい。

もちろん、部会の席上ででなければ意見は言いにくいとおっしゃる部分は、そのようにおっしゃって頂いても結構ですということで進めさせて頂いてよろしいでしょうか。

それではそうさせて頂いて、中村委員の分が2つほどありますが、今日いらっしゃいませんから、是非、中村委員自身も、私に昨日個人的にお電話を頂いた時に、ご反対ではありませんでしたから、そのように進めさせて頂きたいと思います。

それでは、一応児玉所長からの質問は、今日のところは終わりと考えてよろしいですか。

時間が押しているので、私としてはこうさせて頂きたいと思います。一応、今日の議題としては意見交換ということになっておりますが、この間から今日にかけては、いわゆる「河川管理者」側が質問をされて、それに対してお答えするというのを主にやってまいりましたので、委員の方から何かどうしても説明したいというのは、よほどのことでない限り、今日はちょっとやめさせて頂いてよろしいでしょうか。「河川管理者」側から質問していらっしゃらない項目に対しても、ここで絶対に言っておきたいというのが、あるかもわかりませんが、よほどのことでない限り、今日は申し訳ありませんが、言わないということにさせて頂いてよろしいでしょうか。

これで一応、「河川管理者」側は、前回と今回について、琵琶湖部会の中間とりまとめに関してご質問を頂いて、一応お答えしたということになっているわけです。従って、一般傍聴の方からのご意見を、今頂くのがよいのではないかと思います。一般の方ですから、何をおっしゃって頂いてもよいのですが、前回から今回にかけてのところでは、「河川管理者」がこういうことについて質問をしましたが、私なら私、各々の方は、琵琶湖部会の中間とりまとめに関して、この点については疑問があるので質問したいというようなものがありましたら、それを一番優先させて頂きたいというようなことで、委員の方、それでよろしいですか。

では今日傍聴に来て頂いた方に、ご質問、ご意見を承りたいと存じます。どうぞ、どなたでもおっしゃって頂きたいと思いますが。

傍聴者（森川）

琵琶湖工事事務所の森川と申します

資料1-2の18ページ、真ん中の(20)となっているところですが、「堤頭上の道路の建設等によっても、人と川や湖とは物理的にも精神的にも遠い状態になっている」と書かれています。違うところでは、寺川委員は「湖周道路は人と町とを遠ざけている」と書いて

います。

「物理的に」と書かれているわけですが、湖周道路とか湖岸道路がなく、田んぼのあぜ道だけだったら、どうやって川や湖のそばに寄れるのかということがあると思うのです。ましてや5月の連休を見ていると、その琵琶湖の湖岸のところ、小さな子供が親と一緒に遊んでいるのですね。

やはりああいう姿があってこそ初めて、人々の中に、その川を大切にしようとか、そういう気持ちが生まれてくるのです。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

はい、わかりました。

すいません、申し訳ないのですが、今のご意見は琵琶湖工事事務所の方としてご質問になるのではなくて、あなたご自身としてのご質問ですね。

どうぞ、今のようなご質問がありました、お答えになる方がありますか。

村上委員（琵琶湖部会）

1点だけ。ちょっと私が聞いた事例だけ言います。

滋賀県立大学のある彦根市の湖岸の町ですが、そこで聞いた話では、やはり湖岸にずっと住まれて、波の音をずっと聞いて住まれている方が、そこに道路ができてからうるさくなって、もともと湖岸沿いの部屋が特等だったのですが、それを結局、もう遮音をできるだけするようにして、湖の方の部屋はあまりよい部屋ではなくなるというようなことが起きているということは、明らかにあります。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

他にはありますか。

委員、特になければ。他の方でご質問等々はありますでしょうか。或いはご意見はありますか。

傍聴者（森川）

今の村上委員の話でいきますと、道路ができたから環境が悪くなったということなのですが、日本全体を考えた時に、河川の近くに住んでおられる方よりも、河川の遠くに住んでおられるの方が非常に多いというのが現実です。琵琶湖でも、遊びに来られる方は、大津市内の方から遊びに来られるとか、京都から遊びに来られるとか、いろいろな方がおられます。そういうことを考えると、広く多くの方に川のよさを知って頂くという意味では、道路というのは非常に重要ではないかと思えます。そこでマナーという問題は出てくると思えます。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

わかりました。個人の意見を申し上げるよりは、これは委員会であった、先ほども議論

が出ておりました意見を一応申し上げて、ご理解頂かなくてもよいのですが、そういうものであるとご承知下さい。

河川敷をどのように使うのがよろしいかという言い方に関して、水辺にふさわしいものがよろしいということが全体の意見です。ふさわしいというのにはいろいろありますでしょうけども、最もふさわしいというのから、もうちょっとふさわしいとか、あまりふさわしくないとか、きっといろいろあるでしょう。そういう議論をしたのですね。

つまり、量的な問題と同時に、質的に湖と何とかが近いとかなんとかという問題はどういうことかということ、やはり議論せざるを得ないというのが委員会における、河川敷をどう使うかというようなことにも関連している問題であるということです。

従って、計算上、森川さんがおっしゃったようなことが事実であったとしても、それ以外の考え方も必要であるというのが、委員会全体としての多数の見解であったということです。

琵琶湖部会の時にも、その件については特には議論していませんが、こういう書き方で書かれているのはその意味であると、納得されるかどうかは別ですが、一応ご理解頂ければと思います。

傍聴者(藤田)

大津市の藤田です。2つ質問したいと思います。

1つは、この委員会、部会において、一般聴衆の方から質問を受け付けております。それについて、ペーパーで出したものがありますが、委員会のように、私らのように発言して質問した場合には、回答をしてもらえるということなのですが、ペーパーで出している人間に対して、どのような取り扱いをするのかということをお聞きしたいと思います。

今までの話ですと、わからないことがあったら質問してもよいということです。但し、それについての何らかの答えが、過去の委員会、或いは部会であったかということ、なかったわけです。その辺の取り扱いはどうなっているのかというのが1つです。

それから、もう1つは琵琶湖の水質についてなのですが、先ほどいろいろ議論されておりましたが、琵琶湖の水質というのは、環境基準、CODで1ppmですか、決まっておりますが、それはどのような施策を講じても到底達成できないと思うのです。そういう答えを私は持っています。琵琶湖の環境基準は決まっていますが、それが守られるかどうか、それについて、個々の委員方がどのように考えておられるかというのを、1人1人教えて欲しいと思います。

川那部部会長(委員会・琵琶湖部会)

まず、最初の方のことについてお答えをいたします。部会ではなく、委員会全体としては、ご質問を受けたことはないはずですが、ご意見を出して頂くことについては、口頭も文書も出して頂きました。それで、それに対して常にお答えをしなければならないと委員会では言ったことがないはずですが、

従って、委員会は、現在までのところ、特別な場合にはあるのかどうか知りませんが、

頂いたものについて十分にそれを読んで、いろいろと議論の中には入れておりますが、個々の質問に対してはお答えをしていないのではないかと思います。その件に関しては、委員会はそういう立場を全体としてとっているようです。私は委員長ではありませんから、これはそういう言い方しかできません。

その次に、部会においては、その点についてもどうするかというのはいろいろと最初のところから議論をいたしております。最初の時には、いろいろな方にしゃべって頂く時も、しゃべって頂いた時に必ず「承りました」というので全部やめにしてしまうというのが考え方でした。

しかしながら、お答えしなければならないというのではなくて、委員の中から「その面については私の意見を言いたい」と言われるものに関しては、その討論をすることは大変結構なのではないかということになって、2 回目か 3 回目の部会から、私が特にお願いをして委員のご了解を得まして、そういうことにさせていただきました。

従って、「河川管理者」からのご質問に対しては答えないといけませんが、一般傍聴の方からのご質問に対して部会の委員が「私は言いたい」という時にお答えしていくという形を、現在までのところっております。

しかしながら、これは部会の時の公式の問題でして、例えばそういう問題を本当にどのように議論したらよいかということについては、現地の時にお話をする機会であるという時に、実際に具体的にはいろいろなことを言いながら、「いや、そんなことないのと違いますか」、「あなたの方はどうですか」、「まさにその通りですね」というような議論が個人の意見としていろいろと起こっているというのは事実です。

私、法律のことはわかりませんが、部会というものがどのようにやっていくかというのは実はなかなか難しい問題だと聞いておりまして、今のところはそのようなやり方をしておりますので、ご意見が違うかどうかということは別にして、一応そのようにご理解頂きたいと思います。

という意味で申しますと、後の方のことについても 1 人 1 人の答えはしないことにしたいと思います。つまり、今日は、私、部会長としては、今のご質問というか、ご意見に対して、是非これはちゃんと言っておこうと思われる方は意見を言って頂くという形にせざるを得ませんので、それはお許し頂きたいと思います。

今、水質基準、COD のことをおっしゃいましたが、それについて到底達成できないのではないかと自分は個人的に思っているが、その辺についてはどうであろうかというご意見がありました。その辺のことについて委員の中で何かご意見なり、或いは説明なりをして頂くという方がありましたら、是非お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

宗宮委員（委員会・琵琶湖部会）

答えになるかどうかわかりませんが、環境基準も行政の目標値として設定されておりますので、とにかくそれに向かって努力するという一種の努力目標値であることは事実なのです。しかし、本当にそれが可能かどうかという話になると、かなり難しいだろうということはこの 30 年間の努力でだんだんとわかってきています。但し、琵琶湖、或いは湖沼等

について、基準値をCODで、マンガンではかってそれでよいのかどうかという議論も本来は同時にやらなければいけないだろうと思っています。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

せっかく意見を言って頂いたことはそれ自身大変結構なことなので、もしもよろしければ全く個人でお答えというか、何かをして頂ける方があれば部会長としてはうれしいことはうれしいのですが、いかがでしょうか。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

先ほどの私の意見に対するご意見がありましたので、一言私の感じているところを出させて頂きたいと思います。

やはり質の問題ではないかと思うのですね。湖、或いは川との接し方というものを考えて頂ければと思うのですが、例えば、最近私も問題にしているのですが、水上バイクの問題です。これは確かに、湖周道路ができて湖岸に近寄ることができるようになって、爆発的に走り回るような状況が生まれてきているわけです。或いはバス釣り等の問題があります。外来魚が非常に繁殖して、在来魚が殆ど少なくなってしまった現実とか、さらにこの水そのものが汚れて、泳げないような川とか湖岸が増えてきているわけです。そういうところと以前の澄んだ水で、私も子供の頃は、夏休みになると琵琶湖で毎日泳ぐのが本当に楽しみだったのですが、そういったところでアユつかみ、或いはボテジャコがたくさんいまして、そういったものを米粒で釣った記憶があるのです。

そういう状況に戻れというわけではありませんが、何故こういった委員会をやる必要があるのかということと考えますと、やはりこれまでのそういった開発のやり方等々に問題があったのではないかという辺りから1つ1つ見直していく、その辺が問われているのではないかと思ってそこに書いたわけです。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

委員として私の意見を申し上げます。

こういうことを言っている人があるというものの中には、COD、或いは窒素の量というものが、琵琶湖が本当にちゃんと自分で浄化していく量を全うさせるためにはどうしたらよいかということを考える時に、現在やられているようなありとあらゆる水質処理の程度では到底できない、仮に人間が周りに何にもいなくなったら成功するのだそうですが、本当に抜本的なことでなければ到底できないと計算をしている人がいます。合っているかどうかは別です。しかし、計算をして、そのように言っている人がいるというのは事実です。つまり、ある意味でいうと、その方にとっては今の基準なり何なり、それが本当にできるかどうかということについて大変疑問を持っていらっしゃるという方が、あなたと同じようにいるということは事実です。

さて、その問題は、基準値とはどういうことかということになるのですが、但しこのことではなくて、例えば炭酸ガスの濃度と温暖化がどうかなっているかというような議論

についてでも、いついつの炭酸ガス濃度にどうしても下げるということは、本当にできることなのかどうか私はよくわかりません。或いは、できないかもしれません。そして、できなくてどんどん進んでいけば、私が生きている間は大丈夫だと思いますが、数百年後に人類絶滅になる可能性がゼロではありません。

ですから、私は数値目標がどうしても達成できないにしても、それに向かっていろいろな努力をし、最後は駄目であっても、あがいてでも絶対にその時間を少しでも向こうへ延ばすということは、人間の社会をずっと続けていくために必要なことであると私は思っています。

そういう意味では、達成したい、すぐしたい、するという目標があるでしょうし、これをしなければらいことになる、そういうのを何とかして努力をしようというような意味の目標というものも、私はないよりはある方がよいと思います。もちろん、違うご意見の方があると思います。ですから、そういう意味では、私は地球温暖化や何かについてもそんなに楽観的ではありません。しかし、できるだけ人類が滅びるのをおくらせたいということは人後に落ちないつもりでいます。

他のご質問等々ありますか。

傍聴者(三國)

丹生ダム対策委員会の三國です。少し意見を申し上げたいと思います。

去る6月4日の琵琶湖部会の議事録を拝見させて頂きました。部会委員の発言の中に幾つか誤解がありますので申し上げたいと思います。

1 つは、地元の意見として、ウッディパル等の施設に人が来ないのはダムができないからだ、ダムができれば来るといふ幻想を持っているのではないかというご意見であります。私たちとしてはそんなばかな話を言っているのではないと思うわけです。ダムを見学したり、水辺を散策したり、関連施設を利用するという人たちが周辺のウッディパルや茶わん祭の館、妙理の里、洞寿院等を利用するという相乗効果が期待できるということを上げているので、誤解のないようお願いしたいと思います。

2 つ目ですが、地元はダムが必要かどうかをもっと真剣に考えるべきではないかというご意見がありました。この前も申し上げましたが、丹生ダムは昭和55年から4年間にわたり、絶対反対の地元と治水・利水というダムの必要性を強調する国との間で激論を交わしてきました。地元住民が国に妥協し、昭和59年6月、基本協定に調印した経過がありました。今さら地元住民がダムの必要性を議論せよというのは全く筋違いの話だと思います。

また、ダム対策委員会の意見が地元住民の総意かどうかという意見もありましたが、もちろん住民個々にはいろいろな意見があることは当然です。しかし、その意見を総論的にまとめ、一定の方向性を見定めていくのが対策委員会の役割であると思っておりますので、ご理解頂きたいと思います。

今日の委員の皆さま方の議論を聞いておまして、委員の皆さま方の考え方が今後新たにダムを建設することに対するご意見であれば、これはわかるわけですが、既に工事に入っているダムについてまで言及するのは少しおかしいのではないかと思います。

また、委員の皆さま方、いろいろダムの存続、或いは根幹に関わる事柄について発言されておりますが、そういうことの影響について責任を持って頂けるのかどうか、十分にご議論頂きたいと思います。以上です。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

ありがとうございました。琵琶湖部会は、現在までのところ、個々の具体的なダムについてきちっとした議論をしたことがないというのはご承知の通りです。それは中間とりまとめより後のところでいろいろと考えていかないといけないということは確かです。それから、地元のご意見は十分にお聴きしながら考えていかないといけないのは事実だと思えます。

ただ、私、それを言葉で申し上げるつもりは実はなかったのですが、この間のシンポジウムの席上であるパネリストがお話しになってしまいましたので、公開されてしまいましたから具体的に申し上げたいと思います。この委員会、或いは部会は河川法によってつくられなければいけないと定められてつくられたものです。それと同時に、最初の時に国土交通省近畿地方整備局からは、ダムだけではなく、今考えているいろいろな問題に関して、ここでどういう意見が出たとしても、現に進行している問題についてはやめるということはありませんということ。しかしながら、現在附带工事がつながっているような問題に関して、本体に関する問題については、河川整備計画に載れば行うということ。そのことに対する意見は委員会が出して下さるべきですと言われております。

従って、現に進んでいる工事について我々は意見を述べることはあり得ませんが、今後起こる工事については、河川整備計画に載るか載らないかが決まることであって、それについて我々は意見を申し述べなければならぬと言われております。そのところは、我々が越権で何かをしているとかという問題ではなくて、そのように要請されている委員会ないし部会であるということをご理解下さい。ご理解というのは、賛成、反対とは全く別の話です。つまり、我々の部会は、最初のごあいさつというか、お願いというものが事実であるとするならば、そのことについて何らかの意見を述べることを義務としていると決められている委員会、部会であるということは、まことに申し訳ないかどうか知りませんが、事実としてそうであるということをご理解下さい。

ですから、その問題に関しては、ここが問題になるわけではなくて、河川法なり何なりのところが問題になるものであり、今、私は言葉遣いも注意して言っているつもりでして、委員会か何かではなくて、河川整備計画に載るか載らないかという問題が決めることであると、我々はそのに対して意見を言うことを要請されておりますので、そのことを認めて委員になっておりますから、要請を拒否することはできません。ということは、ご本人がどう思われるかとは無関係に、事実であるとしてご理解頂かざるを得ないということをお断り申し上げます。私がどちらに賛成だとか反対だとかいうことを既に言えない状況になっているということです。私だけではなくて、他の委員もそれは言えない状況になっているということをご理解頂きたいと存じます。

申し訳ありません。私、いつも4時半までで終わりと言え、必ず30分たったらどんなこと

があっても、何があってもやめると言っておりますので、大変申し訳ありませんがここで一応切らせて頂きまして、後の問題について少しやりまして、そのこのところでもし時間があれば、もう一度最後のところに戻りたいと思います。

今後のことについて、庶務の方からご説明頂けますでしょうか。

庶務(三菱総合研究所 新田)

それでは、時間もありませんので、資料2に従いまして簡単に説明させて頂きたいと思っております。

今後の活動内容につきまして、事前に委員の皆さまに大きく3つのことについてお伺いしております。1点は、部会のとりまとめの中で今後さらに議論が必要な事項についてです。河川管理者からの質問以外でどういう点で議論をしていくかという点が1つ。もう1点は、今後の議論を深めるために、ワーキンググループという手法についてどのように考えておられるかということです。設置の必要の有無、或いはどういうワーキングが必要かどうか、それについてお尋ねしたのがです。3番目は、一般意見聴取に関するご意見とか、どういう方法がよろしいのか、こういう趣向はやってみるべきかどうかといったような点をお伺いしております。

1点目の問題とワーキングについては当然テーマという面で似ておりますので、主な意見として簡単にご説明をしたいと思っております。

ワーキングなり、今後の議論が必要なテーマとして挙げられたものとしましては、1点目はダムの問題です。それから、水質汚濁の問題等について今後の議論が必要である、或いは、ワーキングを設置して、基本的には十分議論をしたいというような点が挙げられています。また、水位管理、水位操作が環境とか水質とか、そういった点に与える影響についてテーマとして議論するなり、ワーキングで議論をするというようなご意見が幾つか出されております。その他につきましては、住民の合意形成という面からワーキングで突っ込んだ議論をしたいというご意見があります。或いは、利水とか流入河川のあり方といったような点について議論といった点等が挙げられております。さらに、水環境の学習のあり方、或いは学習の支援のあり方といったような点について議論をするというご提案もありました。

それから、3ページをご覧頂きたいのですが、一般意見聴取に関するご意見ということで幾つかご紹介したいと思います。

1つは、方法論はない、決め手はないけれど、いろいろ小まめに試みる必要があるというようなご意見です。それから、公聴会形式に近いかと思うのですが、土曜日、日曜日の休日に5名ほど選んでやっていくというものです。今までやってきたやり方に比較的近い方法を推薦されている委員もいらっしゃいます。或いは、利害関係者とそうでない方を同列に扱うのは問題があるのではないかというような意見とか、あとはオーソドックスなパブリックコメント的なやり方はどうであろうかといったようなご意見があります。或いは、古くから住んでおられる先住民の知恵といったようなものを聴く必要があるのではないかといったようなご意見等が一般意見聴取のあり方としてお出し頂いております。

以上が、簡単ですが、資料2についてのご説明です。

川那部部会長(委員会・琵琶湖部会)

「部会とりまとめの中で議論が必要な事項」ということに関しては、先ほど児玉所長の方からも、例えば広い意味でのゾーニングという問題が琵琶湖ではまだちゃんと考えられていない、それはどうなのかというご議論もありました。

それから、住民の方々が河川の管理、或いは何とかに対してどういう責任を持ち、どういことをやるのかというような問題に関してもこれから詰めていく。そのためには皆さまのご意見をいろいろ聞きながらやっていかないといけないというようなことについても、これからやっていくと申し上げました。

最後が抜けておりましたかもしれませんが、最後の流域委員会なんていうような言葉が出ておりますが、その辺もそれに関連するのではないかと思います。

少なくともその2つについては、先ほど河川管理者の方からも言われ、私自身もそういうものについての議論をここでやっていかないといけないとは申し上げたところで、それは今後の問題として確実に残っていることだとお考え頂きたいと思います。

それから、その前からダムの問題であるとか何とかという多くの議論が出てきて、我々が具体的にも、或いはある程度までは抽象的にも、これからいろいろと議論していかないといけない問題であるということは確かだと思います。

その辺のことはこれからずっとやっていきたいということになるのですが、具体的な問題としては、琵琶湖部会の中でワーキンググループをつくる必要があるかどうかという議論がありまして、ここに書いてあるものについては、それは必要だというご意見が何人かの方から出ていると私は理解しているところです。

皆さまのお考えになっている内容については、例えば琵琶湖を含めた水位の管理という問題に関しては、委員会全体のところで、琵琶湖もダムも両方とも含めてと委員長はおっしゃっていますが、水位をどのようにやるかということに対するワーキンググループは既にある程度まで発足しているということは事実です。

それから、水需要の問題に関しては、これもまたワーキンググループが発足して、全体として成り立っているというのも事実です。それから、ひょっとしたらダムに係るような問題を委員会でするかどうかという議論もある時期ありましたが、今のところペンディングで、そういう問題は委員会のワーキンググループとしてはつくられていないというのが現状なわけです。

以上のことを含めた上で、どのようなワーキンググループを早速にでもつくり上げていくのが必要であるか、つまり、ここでの議論だけではなくて、ワーキンググループをつくり上げていくのが必要なのかということについてちょっとご意見を頂きたいと思います。

それで、聴取という言葉がよいかわかりませんが、住民の方とどのように本当に聴けばよいのかということをお前からいろいろ琵琶湖部会としては議論しております。しかし、先ほど申しましたように、一生懸命努力はしているつもりなのですが、あまりうまくいっていないとは到底思えない状態です。これを考えるワーキンググループを是非発

足させて頂くべきではないかと思っています。本来であれば委員会の問題かもしれませんが、他のところはいわゆる公聴会というところを殆ど主にしていらっしゃるようですので、琵琶湖部会の場合は、少なくともいろいろ考えることとしてはそのワーキンググループが要るのではないかと、それは思っております、発足させたいと思っておりますが、他にワーキンググループとして出すべきだというのがありませんでしょうか。

それで、水位管理の問題は確かに非常に重要で、琵琶湖の重要課題ですが、取り敢えずは委員会でのワーキングがある程度まで進んだ時にワーキンググループは要るかも知れないということで、一応委員会との関連をとることは可能かと思えます。

このワーキンググループはやはりつくるべきだというご意見はありますか。住民意見聴取に関するところ意見反映です。意見反映の方法とは何かというようなことを考えるのにどうしたらよいか、どういう試みをしたらよいかということについて、3ページ目にずらっと書いて頂いていることも含めて、考えて頂くワーキンググループは是非つくりたいと思うのですが、他にはいかがでしょうか。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

私も3つほど出しているのですが、意見としては、この水位管理は部会長が今おっしゃったように委員会の方でやっておりますので省略してもよいかと思います。丹生ダムにつきましては、最大の課題であるわけですが、ちょっと特化し過ぎておりますので、これはむしろ川端委員が1ページの中ほどに書いて頂いておりますが、ダム・貯水池ワーキンググループ、それから水質汚濁ワーキンググループ、沿岸ワーキンググループというこの3つは非常によい感じだなと感じておりますので、それでいかがかなと思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

他の方、いかがでしょうか。

私は、もしこの3つとおっしゃれば、4つ目に住民意見を反映する仕組みということに関する部分を、全体としてももちろん考えないといけないですが、ちょっと先導的なものを何か考えて頂くグループを是非つくりたいと思っております。その4つでいかがですか。

ダムの問題は、委員会ですればそこである程度までとは思いますが、今できていない状態のもとでは、或いは議論をして、向こうにちゃんとでき上がれば移すことも含めてというのはあるかも知りません。それから、水位の方も、本当は委員会にあっても琵琶湖だけは特別にやらなければいけないという問題はあるかも知りませんが、すでにありますから、そうしておいたらどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。ワーキンググループをどのようにつくらせて頂くのがよいか。

江頭部会長代理（委員会・琵琶湖部会）

今、部会長がおっしゃいましたように、河川管理者が望んでいるのは、いわゆる住民意見の聴取が大きな重要なテーマではないかと思えます。ですから、他の部会でもそういうのがありませんので、これは是非つくって頂きたいと思えます。

それ以外につきましては、例えばダムの問題については、ワーキングをつくったとしても、いわゆるデータの問題とか、重い問題がいろいろありまして、この琵琶湖部会で検討するのは多分無理ではないかと思うのです。各委員のバックグラウンドがこれだけ違います。例えば、具体的に言いますと、専門家が入るのがよいのかどうかというのは皆さまの意見を聞かなければいけないわけですが、河川砂防の専門家は私と水山委員だけなのです。もう我々は目いっぱい、とてもではないけども時間的にも無理であるという状況です。ですから、もし必要であれば、委員会の方でご検討頂くとして頂きたいと思います。

それから、水質につきましては、先ほど宗宮委員や今お見えの方からいろいろ意見が出たわけですが、これ以上の議論をここでしても、これを河川管理者にどうしろと言っているのかというのもよくわかりませんし、ワーキングで何をどう詰めればよいのかというのがちょっとわかりにくいと思うのです。ですから、そこら辺をはっきりした上での話であればつくってもよろしいと思うのですが、現状では混沌としておりますので、取り敢えず住民意見の反映だけについては賛成ということです。

西野委員（琵琶湖部会）

私も江頭委員のご意見に賛成で、やはり住民意見の聴取の仕方は大変重要だと思います。特に利害関係のある方の意見をどのように調整するかというのは重要な問題ですので、是非そのワーキンググループをつくって頂きたいと思います。

村上委員（琵琶湖部会）

私もそのワーキンググループに関しては賛成なのですが、三田村委員から出して頂いている環境学習のことも恐らくその中で関わってくる問題になると思うので、それをもろろん含めるものということと認識してよいかどうか、一応確認です。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

それでは、あと1分で決めてしまいたいので、取り敢えずこうさせて頂きませんか。

ダム・貯水池等に関するワーキンググループについては、委員会の段階でいろいろと議論をして、ワーキンググループをつくって頂いてはどうかと琵琶湖部会からまず言うことにさせて頂いてよろしいですか。

それで、例えば丹生ダムという名前が今出ましたが、これが河川整備計画に載るか載らないかは「河川管理者」から出てくる問題ですが、先ほど言いましたように、それが出てこようが出てこまいが、それについて議論をしなければならないということは事実です。従って琵琶湖部会としてその問題を逃げるわけではなくて、ワーキンググループという形でやる時は、今日発足させるのではなくて、取り敢えずしばらくは委員会の方をお願いするということさせて頂きたいということによろしいですか。

それから、住民意見の反映ということに関する問題、学習のことや、住民がどのようなよい意味での責任をお持ちになるかというようなことも含めて、ワーキンググループを今日立ち上げることにさせて頂きたいと思います。

それから、沿岸の問題と水質汚濁の問題に関しては、中村委員もかなり気にしていらっしゃるところがあると思いますので、今日いらっしゃいませんからペンディングにさせて頂いて、中村委員、或いは宗宮委員、その他のところとあわせてワーキンググループをもし立ち上げなければならないという状態、自分が積極的にやりたいというお考えもあれば、その時につくらせて頂くということによろしいでしょうか。

そしたら、今日のところは確実に住民意見に関するワーキンググループは立ち上げたいと思います。メンバーは私から指名をさせて頂くつもりでおりますが、もしもこの点について是非私は立候補したいという方がありましたら、後で私のところにおっしゃって頂きましたら、それを十分に尊重した上で、「いや、やはりやめ」というのも含めて、私が原案をつくらせて頂いて、皆さまに「この方をお願いしたい」と申すということにさせて頂いてよろしいでしょうか。

そしたら、一応そうさせて頂きます。もちろん、メンバーについては何らかの、回すような格好でも、これによろしいかということは申し上げて、ご意見を承って変更するという事もいたします。

それで、資料2の補足がありますが、今日はもうやめにさせて頂きたいと思います。すいません。お約束と違って、もう既に2分過ぎてしまいましたが、あとの方はどうぞお逃げ下さいと最初の中から申し上げましたので、30分終わりましたから、これで終わりにさせて頂きます。どうもありがとうございました。

庶務(三菱総合研究所 新田)

部会長、すいません。資料3-1はどうしますか。

川那部部会長(委員会・琵琶湖部会)

私の全くのミスで申し訳ございませんが、資料3-1及び3-2については、定足数がなくなってもやむを得ません。私の完全なるミスだと考えて頂いて、どうぞお帰りになって頂いて結構です。この後は、いわば部会懇談会として資料3-1、3-2についてやらせて頂きたいと思います。時間がありませんので、お帰りになる方はどうぞお帰り頂いて結構です。

〔ここから部会懇談会〕

川那部部会長(委員会・琵琶湖部会)

どうぞ、資料3-1、3-2についてご説明をお願いします。

河川管理者(滋賀県 琵琶湖環境部水政課 山田)

資料3-1で、「琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例要綱案に対する意見・情報の募集について」という資料を配らせて頂いております。これは、昨年度から琵琶湖のレジャー利用のあり方について県の方で懇話会というのを設けておまして、11ページにこれまでの流れを簡単に書いてあります。そこで様々議論をいたしまして、3月20日に提言

を頂きました。それに対応しまして、新しく条例をつくったり、既存の法令の運用で対応したりと、いろいろと対策を考えております。そして、今般、条例要綱案というのを作りまして6月18日に公開いたしましたので、それについて現在意見を募集しているところです。7月18日までと書いておりますが、意見を頂ければ幸いと考えております。

簡単ですが、以上です。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

ありがとうございました。たしか、これは前の時に委員が是非この問題についての資料を提供して頂きたいと申して、それに合わせて提供して頂きましたという内容です。

寺川委員は何か特に資料3-2についておっしゃることがありますか。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

今、県の方からこういった条例要綱案というのが出ておりますが、それに対する私どもの意見、或いは自分らでこの条例をつくっていかうというような動きについてご紹介しております。またご覧頂きたいと思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

もう委員会ではないですが、引き続き進行役をさせて頂くといたしますと、何か今の、特に滋賀県琵琶湖環境部からわざわざご説明に来て頂いたので、何かご質問になるようなことがあったら是非おっしゃって下さい。

意見というのは、当然に部会委員であろうが、何であろうがおっしゃって下さい。これは県民でなくてもよかったですね。

いろいろな方がいろいろな意見を出されるということを歓迎しておられるようですので、是非よろしく願いいたします。

委員会としても、この問題に直接ではありませんが、湖面及び沿岸の利用というような問題に対してある程度のことを中間とりまとめでは申しておりますし、当然にこういうものは大きい関心を持っていろいろ考えていかなければいけないことです。或いは、中間とりまとめから最終のところまでの間に、このようなものについても何らかの意見を申し述べるようなことが会としてもあるかもわかりませんが、現在取り上げたところは各自のところからどうぞよろしく願いいたします。こちらから要望して出して頂いたものですので、是非いろいろな格好でのご対応を各委員にお願いいたします。

他にはありませんでしょうか。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

私は漁業を何とかしたい、守っていきたいという立場からいうと、本当に困っています。琵琶湖は特に生物多様性を重視しなければならないということがはっきりうたわれて、我々はやっているわけです。

そういう点でいうと、琵琶湖がブルーギルだとかブラックバスに占められてしまう、こ

れをほっておけば全湖でそうなってしまって、従来の魚は壊滅してしまうというのが盛んにあちこちで書かれておりますし、恐らくそれは書かれている以上に深刻な問題をはらんでいると思うのです。

こういうことからいうと、レジャー、琵琶湖でのいろいろな楽しみが人々にあってよいというのはありますが、私、そういうことと比較にならない重要な危機に直面していると思っています。

ですから、今申し上げた、外来魚が非常に繁殖するような状態をまず克服できるような、そういう琵琶湖適正利用のあり方というものが図られるのなら私は賛成ですが、それが図れないような規則なんてナンセンスだと思います。ちょっと腹立たしいので言葉が過ぎるかもしれません。

そういう意味でいうと、中間とりまとめの中でも外来魚の問題をもっと大きく取り上げてほしかったし、何とかと思っていたのですが、そこまではまだ進んでないので、残念でしょうがないところなのです。

川那部部会長(委員会・琵琶湖部会)

最後のところ、残念というところがちょっと違う意味なので、それは言い過ぎだと思いますけど、前の方はあたり前のことかもしれません。個々人の意見として、そういうご意見があってもよいと思います。県の方はできることなら文書で欲しいと思っていらっしゃるのかもしれませんが、もし倉田委員、そういうご意見が個人としてあれば、是非文書で出して頂けると大変ありがたいでしょうし、或いはせっかく来て頂いていますから、そういう意見もあったということ記録としてはとどめて頂ければ大変ありがたいと思います。これは個人の意見ですから、他の人はまた全く違う意見を持っているかも知れませんし。しかし、この問題に対してこの部会が大変関心を持っていることはご承知の通りですので、どうぞよろしくお願いいたします。

他にありませんでしょうか。

庶務の方、あとまだ残っていませんか。すいません。そのことをすっかり忘れておりまして、本当に、特に滋賀県の方には申し訳ないことをいたしました。

庶務(三菱総合研究所 新田)

それでは、これをもちまして、琵琶湖部会を終了させて頂きたいと思います。どうもありがとうございました。

なお、次回の部会は8月8日(木)、13時半から近江八幡となっておりますので、あわせてご参集をお願いいたしたいと思います。

以上

## 議事録承認について

第 13 回運営会議 (2002/7/16 開催) にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

1. 議事録 (案) 完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する (確認期間 2 週間)。
2. 確認期限を過ぎた場合、庶務から連絡を行う。要望があった場合、1 週間を目処に期限を延長。発言者にその連絡を行い、確認期限を延長する。
3. 延長した確認期限を経過した場合、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、発言確認がとれていない委員を議事録に明記したうえで、確定とする。